

【配付資料一覧】

1. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第9回会議次第
2. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 委員名簿
3. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 席次表
4. 議事関係
 - 資料1 『史跡 中里貝塚 保存活用計画（案）』
 - 資料2 「第6章 保存管理計画」の修正箇所
 - 資料3 国史跡中里貝塚保存活用計画策定委員会 かわら版 第5号
 - 資料4 国史跡中里貝塚ワークショップ かわら版 増刊号

東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会
第9回会議次第

令和元年8月27日(火)
北区飛鳥山博物館 講堂

1. 開会

2. 教育委員会挨拶

3. 議題

(1) 第5章保存・活用に向けた基本方針(大綱)および第6章保存管理計画について〈資料1・2〉

(2) 第7章活用計画および第8章整備計画案について〈資料1〉

(3) 第9章運営体制の整備および第10章施策の実施計画の策定・実施、第11章経過観察について〈資料1〉

4. 報告

(1) 中里貝塚委員会だより(かわら版)の発行 〈資料3〉

(2) ワークショップの報告〈資料4〉

5. その他

○次回委員会 令和元年10月末 北区飛鳥山博物館講堂

6. 閉会

中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

令和元年8月

(委員)

※敬称略

氏名	所属名等	
阿部 芳郎	明治大学教授(考古学)	
石川 日出志	明治大学教授(考古学)	
吉村 晶子	名城大学教授(都市計画)	
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長	
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募(北区在住)	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

(オブザーバー)

野木 雄大	文化庁文化財第二課文部科学技官	
伊藤 敏行	都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理	

(区関係理事者)

筒井 久子	政策経営部企画課長	
古平 聡	政策経営部広報課長	
馬場 秀和	地域振興部副参事(観光振興担当)	
丸本 秀昭	まちづくり部都市計画課長	
岩本 憲文	土木部土木政策課長	
杉戸 代作	土木部道路公園課長	

(教育委員会事務局)

小野村 弘幸	教育振興部長	
--------	--------	--

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 野尻浩行 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 中島広顕、牛山英昭、安武由利子

事業係 谷 木綿子

TEL: 03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

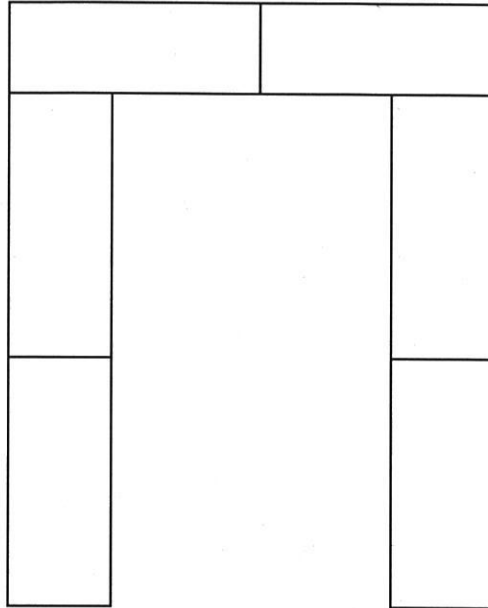
Email: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

委員会席次

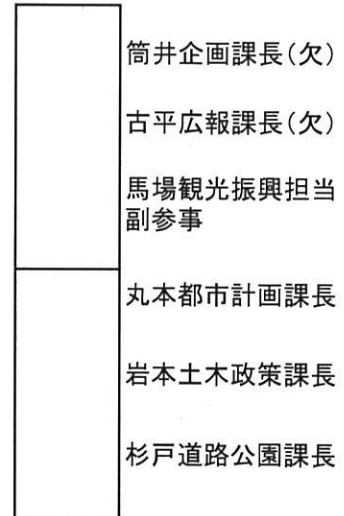
〔博物館講堂〕

《委員会》

石川副委員長 阿部委員長

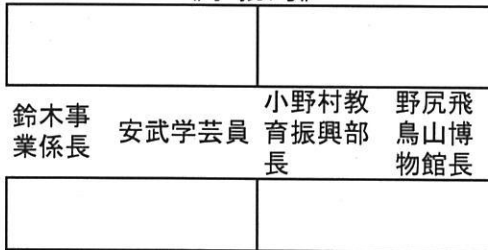


《区関係理事者》



出入口

《事務局》



コンサルタント

傍聴席

壁

史跡 中里貝塚

保存活用計画（案）



2020

東京都北区教育委員会

序文

例言

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 委員会等の設置と経緯	2
(1) 中里貝塚保存活用計画策定委員会	2
(2) 国史跡中里貝塚保存活用計画策定庁内連絡会	6
(3) 中里貝塚ワークショップ	7
第5節 他の計画との関係	8
第2章 史跡中里貝塚の概要	
第1節 史跡指定に至る経緯	14
第2節 史跡指定の状況	15
第3節 中里貝塚を取り巻く環境	16
(1) 自然的環境	16
(2) 歴史的環境	18
(3) 社会的環境	24
第4節 中里貝塚の調査成果	25
(1) 調査研究略史	25
(2) 調査の概要	27
第5節 中里貝塚の歴史的価値	33
(1) 特化した貝類利用	33
(2) 専門的な貝加工	34
(3) 貝塚形成と生産者集団	35
(4) 内陸部集落に供給するシステム	35
第6節 史跡指定地の状況	38
(1) 法規制	38
(2) 土地所有状況・公有化の経緯	43
第3章 中里貝塚の本質的価値	
第1節 史跡の本質的価値	44
第2節 本質的価値を構成する要素	46
第3節 その他の諸要素	47
第4節 指定地の周辺地域を構成する諸要素	50
第5節 史跡を構成する諸要素の概要	51
(1) 史跡指定地内	51
(2) 史跡指定地外	51
第4章 現状と課題	
第1節 保存管理の現状と課題	52
第2節 活用の現状と課題	52
第3節 整備の現状と課題	55
第4節 運営・体制の現状と課題	56

第5章	保存・活用に向けた基本方針（大綱）	
（1）	保存管理の方針	58
（2）	活用の方針	58
（3）	整備の方針	58
（4）	運営・体制の方針	58
第6章	保存管理計画	
第1節	保存管理の方向性	60
第2節	保存管理の方法	60
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準	62
（1）	基本原則	62
（2）	現状変更等の許可申請区分	62
第4節	指定地外の保存管理の方法	64
第5節	追加指定の考え方	66
第7章	活用計画	
第1節	活用の方向性	67
第2節	活用の方法	68
第8章	整備計画	
第1節	整備の方向性	70
第2節	整備の方法	71
第3節	事業計画	72
（1）	短期的な整備	72
（2）	中・長期的な整備	72
第9章	運営・体制の整備	
第1節	運営・体制の方向性	73
第2節	運営・体制の方法	73
第10章	施策の実施計画の策定・実施	
第1節	短期的な取り組み	74
第2節	中期的な取り組み	74
第3節	長期的な取り組み	75
第11章	経過観察	
第1節	経過観察の方向性	76
第2節	経過観察の方法	76
第3節	点検・検証結果の反映	76
卷末資料		
1.	指定説明文	79
2.	文化財関連法規	80

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

東京都北区に所在する中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭にかけて当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。平成8年(1996)の発掘調査が端緒となり、中里貝塚は縄文時代の生産や社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要な遺跡であるとして、平成12年(2000)、国史跡に指定された。その後、史跡指定地の隣接地において範囲確認調査を実施したところ、2m以上の純貝層を検出したことから、関係機関と協議を進め、平成24年(2012)に追加指定を行い、遺跡の保護を図っている。

最初の史跡指定から20年近くが経過する中で、北区教育委員会は中里貝塚の歴史的価値を再評価し、その価値を広く周知することを目的として、平成29年度に『史跡中里貝塚 総括報告書』を刊行した。一方で、史跡指定地は「中里貝塚史跡広場」の暫定的な整備にとどまっており、十分な整備活用が図られていない状態であることから、中里貝塚の価値を高め、適切に保存・継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進していくため、保存活用計画を策定することとなった。

第2節 計画策定の目的

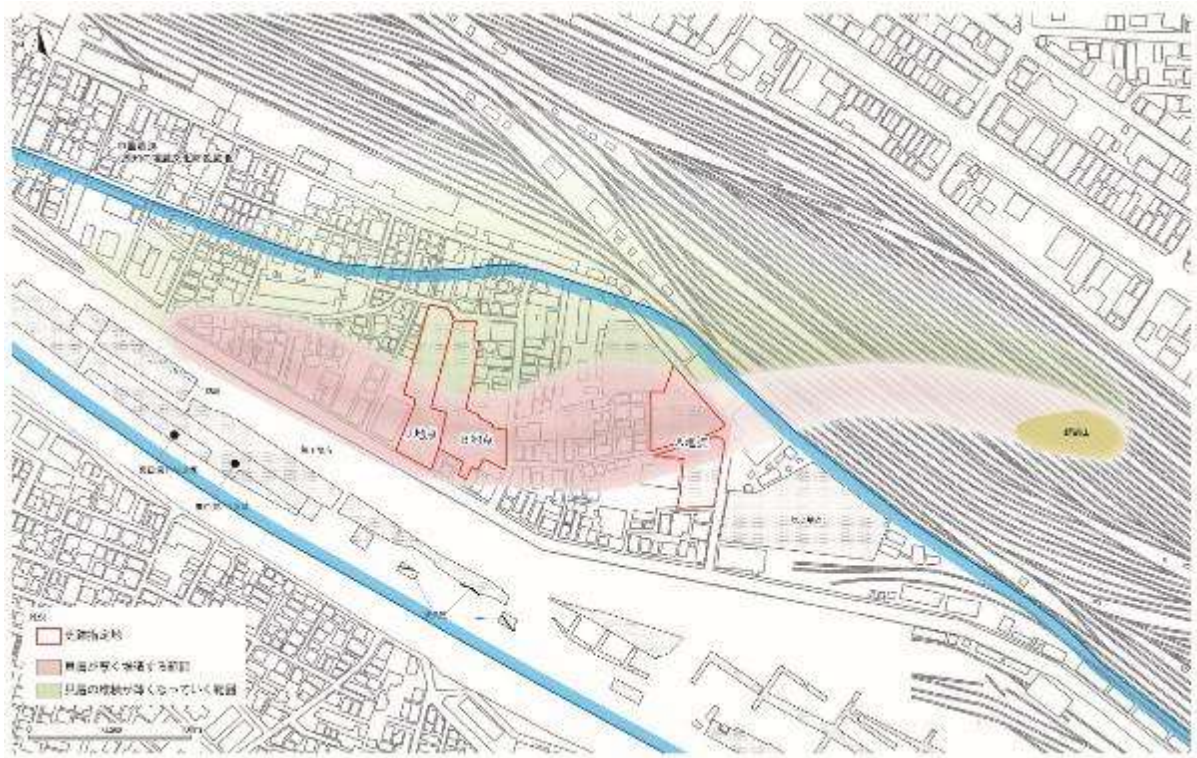
本計画は、中里貝塚のこれまでの調査成果や現地の状況等を再確認することで、中里貝塚の本質的価値を明らかにし、それらの価値を適切に保存管理・活用していくための基本方針や方法等を定めることを目的とする。

前述したように、中里貝塚は暫定的な広場整備にとどまっているため、現地で史跡を体感することが難しい状態となっている。また、中里貝塚について学ぶ機会が少ないため、区民の史跡に対する認知度が低い点なども課題の1つである。

これらの史跡をめぐる課題を整理し、社会情勢の変化や地域の意見を反映させながら、保存活用計画を策定することとする。



第●図 史跡位置図



第●図 中里貝塚の貝層分布範囲及び史跡指定地

第3節 計画の対象範囲

中里貝塚は、東京都北区上中里二丁目に位置する。JR京浜東北線・新幹線車両基地と尾久操車場、宇都宮・高崎線などの線路群に挟まれる形となっている。貝層の分布は、当時の海岸線に形成された大型の貝塚であるため東西に長く、貝層の中心部から北側に離れると貝層の堆積が徐々に薄くなっていく。現在史跡指定されている範囲は、中里貝塚全体の一部であり、その周囲の貝層の保護も図る必要がある。よって、本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺地域とする。具体的な範囲設定と地区区分については、「第6章 保存活用計画」(p.●)において示すものとする。

第4節 委員会等の設置と経緯

(1) 中里貝塚保存活用計画策定委員会

本計画の策定にあたり、「中里貝塚保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という）」を設置し、史跡の本質的価値の整理や保存管理・整備活用の方向性等の検討を行った。委員会は各分野の専門家や地元自治会、公募区民、関係団体や関係機関の代表者から構成され、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課もオブザーバーとして出席し、指導や助言を受けた。委員会の構成と経過は次の通りである。

①委員会の構成

委員

氏名	所属名等	
阿部 芳郎	明治大学教授 (考古学)	
石川 日出志	明治大学教授 (考古学)	
吉村 晶子	千葉工業大学教授 (都市計画)	平成29・30年度
	名城大学教授 (都市計画)	令和元年度
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長	
議波 壽男	昭和町地区自治会連合会監事	(松本会長代理)
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募 (北区在住)	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

オブザーバー

山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	平成29・30年度
野木 雄大	文化庁文化財第二課 (※) 文部科学技官	平成30年度・令和元年度
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理	

※文化庁の組織改編に伴い変更 (文化財部記念物課→文化財第二課)

北区関係理事者

筒井 久子	政策経営部企画課長	
雲出 直子	政策経営部広報課長	平成29・30年度
古平 聡	同上	令和元年度
馬場 秀和	地域振興部副参事 (観光振興担当)	
寺田 雅夫	まちづくり部都市計画課長	平成29年度
丸本 秀昭	同上	平成30年度・令和元年度
佐藤 信夫	土木部土木政策課長	平成29年度
岩本 憲文	同上	平成30年度・令和元年度
佐野 正徳	土木部道路公園課長	平成29・30年度
杉戸 代作	同上	令和元年度

教育委員会

田草川 昭夫	教育振興部長	平成29・30年度
小野村 弘幸	同上	令和元年度
山本 三雄	教育振興部飛鳥山博物館長	平成29年度
野尻 浩行	同上	平成30年度・令和元年度
鈴木 直人	教育振興部飛鳥山博物館 事業係長 (学芸員)	
中島 広頭	教育振興部飛鳥山博物館 事業係 (学芸員)	
牛山 英昭	同上	
安武 由利子	同上	
田代 清美	教育振興部飛鳥山博物館 事業係	平成29年度
谷 木綿子	同上	平成30年度・令和元年度

②委員会の経過

第1回委員会：平成30年(2018)1月19日

- ・委員長選任
- ・計画策定の目的
- ・『総括報告書』について
- ・史跡の現状と課題

第2回委員会：平成30年(2018)3月9日

- ・現地視察
- ・史跡の現状と課題
- ・史跡の構成要素

第3回委員会：平成30年(2018)5月11日

- ・史跡の構成要素と地区区分
- ・保存活用の基本方針

第4回委員会：平成30年(2018)7月20日

- ・保存活用計画策定スケジュールの変更について
- ・本質的価値の再検討

第5回委員会：平成30年(2018)9月21日

- ・計画書構成案について
- ・本質的価値ほかの再検討
- ・保存活用の基本的な指針（大綱）

第6回委員会：平成30年(2018)11月30日

- ・計画書構成案について
- ・史跡の構成要素について
- ・整備活用に関する方向性について

第7回委員会：平成31年(2019)2月12日

- ・保存管理計画案について
- ・活用計画および整備計画案について

第8回委員会：令和元年(2019)6月10日

- ・保存活用計画（案）について

第9回委員会：令和元年(2019)8月27日
・保存活用計画(案)について

第10回委員会：令和元年(2019)10月予定
・

第11回委員会：令和2年(2020)1月予定
・



写真● 委員会の開催風景

(2) 国史跡中里貝塚保存活用計画策定庁内連絡会

中里貝塚保存活用計画の策定に向け、関係部局における連絡調整を行うため、「国史跡中里貝塚保存活用計画策定庁内連絡会」を設置し、開催した。委員は次の職にある者をもって構成した。

① 庁内連絡会の構成

会 長	教育振興部長	田草川 昭夫 (平成30年度) 小野村 弘幸 (令和元年度)
委 員	政策経営部企画課長	筒井 久子
委 員	政策経営部財政課長	小林 誠
委 員	政策経営部広報課長	雲出 直子 (平成30年度) 古平 聡 (令和元年度)
委 員	地域振興部地域振興課長	遠藤 洋子 (平成30年度) 関谷 幸子 (令和元年度)
委 員	地域振興部産業振興課長	馬場 秀和
委 員	まちづくり部都市計画課長	丸本 秀昭
委 員	土木部参事 (土木政策課長事務取扱)	岩本 憲文
委 員	土木部道路公園課長	佐野 正徳 (平成30年度) 杉戸 代作 (令和元年度)
委 員	教育振興部教育政策課長	松村 誠司
委 員	教育振興部生涯学習・学校地域連携課長	江田 讓
委 員	教育振興部教育指導課長	山崎 隆
委 員	教育振興部飛鳥山博物館長	野尻 浩行

② 庁内連絡会の経過

第1回連絡会：平成30年（2018）10月4日

- ・会長・副会長選任、これまでの経緯と課題
- ・第1回～第5回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

第2回連絡会：平成30年（2018）11月14日

- ・第6回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

第3回連絡会：平成31年（2019）1月31日

- ・第7回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

第4回連絡会：令和元年（2019）5月28日

- ・第8回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

第5回連絡会：令和元年（2019）8月22日

- ・第9回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

第6回連絡会：令和元年（2019）10月●日

- ・第10回中里貝塚保存活用計画策定委員会について

(3) 中里貝塚ワークショップ

委員会での保存活用計画策定と並行して、公募区民によるワークショップを実施した。これは、史跡の保存活用に向けて、地域住民の参画が欠かせないことから、中里貝塚の整備・活用や史跡を活かしたまちづくりについて広く意見を収集し、計画に反映させることで、より実行性のある保存活用計画を作成することを目的としている。ワークショップの経過は以下の通りである。

ワークショップの経過

第1回ワークショップ：平成30年(2018)12月16日

- ・趣旨説明
- ・中里貝塚はどういった史跡か
- ・意見交換「みんなで話そう中里貝塚のこと」
- ・アンケート調査実施

第2回ワークショップ：平成31年(2019)2月17日

- ・他史跡の事例紹介
- ・意見交換「国史跡中里貝塚の活用」

第3回ワークショップ：令和元年(2019)5月26日

- ・今後の取り組み内容について
- ・意見交換「中里貝塚のPR活動、子どもの参画」

第4回ワークショップ：令和元年(2019)●月●日

- ・他自治体視察(予定)

第5回ワークショップ：令和元年(2019)●月●日

・



(第4回ワークショップ写真)

(第5回ワークショップ写真)

写真● ワークショップの開催風景

第5節 他の計画との関係

北区では、区政の基本方針を示した『北区基本計画 2015』に基づき、魅力あるまちづくりを進めている。本保存活用計画は、『北区基本計画 2015』をはじめとした教育・観光・環境・景観等の関連計画とも密接に関わってくることから、諸計画と整合性を図る必要がある。

以下に、主な上位計画・関連計画の概要を整理する。

『北区基本計画 2015』（※『北区基本計画 2020』を策定中）

『北区基本計画 2015』は、北区基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり、平成 27 年度から平成 36 年度までを計画期間とした区の長期総合計画である。

北区基本構想では、「健やかに安心してくらすめるまちづくり」、「一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり」、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の 3 つの基本目標と、25 の施策が示された。25 の施策のうち、(2-1) 地域産業の活性化、(2-3) 個性豊かな地域文化の創造、(2-4) 生涯学習の推進、(3-6) うるおいのある魅力的な都市空間の整備の 4 つが歴史文化に関わるものとなっている。

■歴史文化に関わる施策

(2-1) 地域産業の活性化（北区の魅力を生かした観光の推進）

- ・ 施策の方向：観光ボランティアガイドなどの人材育成 / 地域資源の発掘・再評価 / まち歩きの魅力や回遊性の向上 / 観光資源の効果的な情報発信 / 訪日外国人の誘客推進など
- ・ 計画事業：(仮称) 北区観光協会の設立 / 千客万来 外国人向け観光情報発信事業

(2-3) 個性豊かな地域文化の創造（歴史的文化の継承と活用）

- ・ 施策の方向：文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努める / 区民の郷土意識を高める
- ・ 計画事業：地域で受け継ぐ文化芸術の創造

(2-4) 生涯学習の推進（多様なニーズに応える学習機会の拡充、身近な学習の場の拡充）

- ・ 施策の方向：体験学習の場の提供 / 地域の歴史や文化に関する企画展示、講座、講演会の充実
- ・ 計画事業：東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業

(3-6) うるおいのある魅力的な都市空間の整備

(北区らしい景観の創出、美化の推進、区民主体の身近な公園づくり)

- ・ 施策の方向：飛鳥山公園などの景勝地周辺地区の保全 / 地域の特性を生かした公園づくり
- ・ 計画事業：景観まちづくりの推進 / 飛鳥山公園の拡張整備

『北区教育大綱 2015』 (平成 27 年 7 月)

『北区教育大綱 2015』は、北区の教育目標の達成を目指し、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくために策定された。北区の教育目標は大きく 2 つあり、(1) 「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする点と、(2) 地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す点である。

上記の教育目標を実現するため、「まなび」「ささえ」「つなぐ」の 3 つの視点と、「Ⅰ. 学校教育の充実」「Ⅱ. 教育環境の向上」「Ⅲ. 家庭・地域の教育力向上の支援」「Ⅳ. 生涯学習の振興」「Ⅴ. スポーツの推進」の 5 つの柱を設定している。

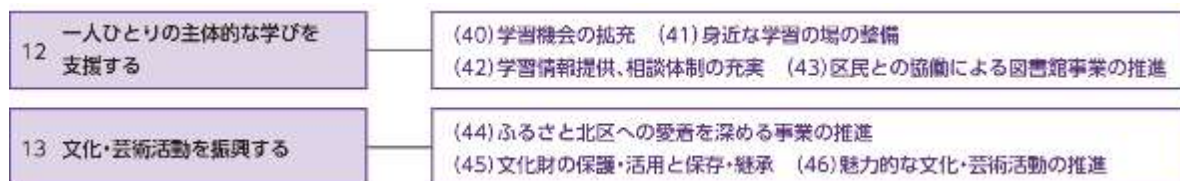


5 つの柱の内、「Ⅳ. 生涯学習の振興」では、北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要となる。また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供するとしている。

『北区教育ビジョン 2015』 (※『北区教育ビジョン 2020』を策定中)

『北区教育ビジョン 2015』は、『北区教育大綱 2015』で示した 3 つの視点と 5 つの柱から、今後 5 年間に重点的に取り組むべき学校教育・生涯学習・スポーツ分野の施策を明確にしたものである。

これらの施策の内、歴史文化に関わるものは、「一人ひとりの主体的な学びを支援する」と「文化・芸術活動を振興する」の 2 つとなっている。具体的な事業として、文化センターの充実、飛鳥山博物館の利用促進、飛鳥山博物館の講座・企画展の充実、「史跡のまち・北区」の PR が挙げられている。



105)区民大学 106)あずか教室 107)ことぶき大学 108)高齢者の学習支援の充実 109)文化センターの充実 110)飛鳥山博物館の利用促進 111)子育て情報支援室保育事業 112)生涯学習情報提供の充実 113)学習相談体制の充実 114)区民とともに参画図書館委員会の運営 115)北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116)北区の部局事業 117)文化財を活用したふるさと学習事業 118)飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119)「史跡のまち・北区」のPR 120)継承者の育成支援 121)文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122)北区文化振興財団との連携 123)北区の文化・芸術に触れる事業の運営

109) 文化センターの充実

- ・多様化・高度化する区民の学習ニーズに対応し、区民の学習機会を支援するため、体験学習を含めた各種事業を開講し、区民に学習・芸術文化を創造し、発表や交流する場を提供するとともに、学習成果を地域で活かせるよう学びの循環を支援していきます。

110) 飛鳥山博物館の利用促進

- ・北区の歴史や自然、文化について、日本最大級の貝塚である中里貝塚の剥ぎ取り標本や縄文時代の丸木舟、人骨、土器などの実物資料のほか、北区の古代を象徴する豊島郡衙正倉、竪穴式住居などの実物大模型、荒川の生態系のジオラマ、江戸時代の頃の北区の様子がわかる映像、情報PC等を駆使し、楽しくわかりやすく学べる展示を行っています。今後も、より多くの方に博物館に来館していただけるよう努めていきます。

118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実

- ・区内には有形無形の歴史的文化遺産が多数あるため、北区ならではの歴史、文化、自然の魅力を発信する企画展や、区内の各所にある文化財巡りや身近な地域の歴史や見どころを訪ねる講座の充実を図り、区の魅力をアピールし、ふるさと北区への愛着を深めていきます。

119) 「史跡のまち・北区」のPR

- ・北区は桐ヶ丘遺跡、十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や史跡中里貝塚などの史跡も多く存在します。AR（拡張現実）を活用して現地で史跡に関する画像や説明を見られることにより史跡を実感できるようにする等、広く「史跡のまち・北区」のPRをしていきます。
- ・現在、中里貝塚は貝層を保存するため地下に埋もれた状態で暫定整備されていますが、史跡広場内においてAR（拡張現実）を活用して貝塚の画像を見せることにより、現地で貝層を実感できるような環境の整備を検討します。

『北区シティプロモーション方針』（平成28年3月）

『北区シティプロモーション方針』は、ターゲットをより明確化し、北区内外への集中的、効果的な情報発信を強化するため策定された。北区の魅力を発信することで、イメージと知名度を高める一方で、区民にあらためて北区の魅力を認識してもらい、「まち」に愛着を持ってもらうことを目指している。

北区シティプロモーションの基本的な視点は、以下の3つである。

1. 戦略的・効果的な情報発信

情報の発信にあたっては、北区の個性や魅力の認識・認知を高めていくため、様々な情報を提供していくことはもとより、情報の受け手が他者にも伝えたいくなるような伝え方や届け方を意識し、発信する情報がより効果的なものとなるよう戦略的な視点を持って情報発信に取り組む。

2. 個性や魅力等の伝播

発信する情報は、わかりやすさ、印象の残りやすさ、人から人への伝わりやすさなど、北区の個性や魅力の認知のしやすさや北区内外への広がりを意識した視点を持って取り組む。

3. 情報発信の多様性への対応と活用

情報発信はこれまで、北区ニュースやホームページ、チラシやポスターなどの紙媒体などによる北区から北区内外へ向けた発信やメディア等が中心であった。しかしながら、近年は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス。コミュニティ型の Web サイト。）などを活用したインターネットでの情報の受発信が活発になるなど、情報発信の手段も多様化している。引き続き、メディアを媒介した情報発信についてもその量や幅の拡大に努めながら、SNSなどの多様化する発信媒体を有効に活用し、よりターゲットに伝わる取組みを推進していく。

『北区観光振興プラン』（平成27年3月）

『北区観光振興プラン』は、北区の観光がめざすべき方向性を明確にし、それを確実に実行していくための方策を位置づけたものである。歴史文化に関わるプロジェクトとして、「プロジェクト1：暮らしっくツアープロジェクト」を挙げている。北区には、地域に根付いた商店街や食、四季を感じられる豊かな自然、水辺、そして、先史～大正、昭和に至るまでの歴史など、暮らしに密着した資源、魅力が多く存在する。それらの資源については、観光資源としての認知度はまだ低いため、様々な視点でこれらの魅力を再編集し、多くの人を楽しめるツアーの開発を進めていくとしている。具体的な内容としては、北区民や北区の子どもたちに地域を理解してもらい、愛着を持ってもらうことを目的としたイベントやツアーの実施、広報などを検討しているほか、北区の既存のイベントや地域資源を組み合わせる観光ルートの開発、ツアーの企画なども検討している。

『北区都市計画マスタープラン2010』（※『マスタープラン2020』を策定中）

『北区都市計画マスタープラン2010』は、社会情勢の変化に対応するため、これまでの基本的な方向性を継承しつつも、魅力ある都市としてさらに成熟していくため、環境への取り組みや活力あるまちづくり等について必要な見直しを行ったものである。

まちの将来像としては、①誰もが住みつけられるまち、②コミュニティを活かしたまち、③安全で安心して暮らせるまち、④文化の薫り漂う憩いのまち、⑤人にやさしい福祉のまち、⑥環境を大切にしたいまち、⑦生き活きとした産業のある活気あるまち、⑧交通の充実したまち、の8つを挙げている。この中の④文化の薫り漂う憩いのまちでは、「都市景観の向上や、古くから育まれてきた地域独自の文化資源の保全・再発掘により、将来に誇れる文化的で個性あるまちをめざす」と位置づけている。

分野別のまちづくりの方針においては、歴史文化に関わる項目として（１）公園・緑地などの整備・保全（飛鳥山公園などの歴史的公園の地域独自の価値を育成）や、（２）景観まちづくり（旧街道の歴史的景観の創出 / 無電柱化の促進）、（３）文化を大切にしたい観光まちづくり（ガイドマップと連携した案内サインの設置）などが挙げられる。

地域別のまちづくりの方針においては、中里貝塚の位置する“滝野川東地域”の将来像を「複合の活力と鉄道の魅力あるまち「滝野川東」と設定している。また、地域資源を活かしたまちづくりの方針として、都電や操車場など鉄道の景色、機工街を中心とした複合市街地、中里貝塚や桜並木などが地域を特徴づけているため、これらの地域資源の保全と活用を進めるとしている。

『北区環境基本計画 2015』 （平成 27 年 1 月）

『北区環境基本計画 2015』は、環境の保全と創造に区民一人ひとり自覚を持って取り組み、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区の実現を目指すために策定された。

「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」を望ましい環境像として設定し、長期目標（10 年間）として「持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する」を挙げている。基本目標は、①北区の環境を育むきずなづくり、②安全・安心な区民生活環境の確保、③みんなで目指す低炭素・循環型の北区、④区民と自然が共生できる仕組みづくり、の 4 つとなっている。

『北区緑の基本計画』 （平成 22 年 3 月）

『北区緑の基本計画』は、都市公園の整備や樹林地などの保全、緑化の推進に関するマスタープランである。基本理念を『ひといきいき みどりいきいき 育てる北区』と設定し、以下の 6 つの基本方針を挙げている。

- ①人と地球にやさしい緑づくり
- ②生きものとともに暮らせる緑づくり
- ③ふれあいと楽しみを育む緑づくり
- ④北区の個性を引き立てる緑づくり
- ⑤日常生活の安全・安心を高める緑づくり
- ⑥参加・協力・学びによる緑づくり

『北区景観づくり計画』 （平成 27 年 9 月）

『北区景観づくり計画』は、魅力ある都市景観の創造・育成・保全により、豊かな都市文化と美しいまちをつくるため策定された。基本理念を「歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造」と設定し、将来イメージとして“うるおい”と“ときめき”のまち、「庶民的で住みよいまち」、「多様な個性が共存するいきいきとしたまち」の 3 つを挙げている。

地域ごとの特性・方針では、中里貝塚の位置する“上中里・遺跡かいわい”において、住宅、商業施設、工場などが共存する複合市街地の中で、車両センターや、車両センター脇の桜並木などが景観資源となっていることから、景観資源を活かし、緑化の推進を図るなど多様な用途が、まちなみに調和したみどり豊かな景観づくりを進めます、としている。また、隣接する“飛鳥山か

いわい “において、江戸時代からの名所である飛鳥山公園の他、国立印刷局東京工場、滝野川公園など大規模な公共施設等や緑地が立地していることから、飛鳥山公園からの景観に配慮し、石神井川など周辺の景観資源とも一体となった景観づくりを進めるとしている。

(※2020年3月末に策定予定の『北区基本計画2020』等の内容を差し替え予定)

第2章 史跡中里貝塚の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

中里貝塚の貝殻が広い範囲に散布する様は江戸庶民の知るところであったが、遺跡として考察されるのは明治時代に入ってからである。明治19年(1886)に「中里村介塚」が発表されると台地上の貝塚と異なる中里貝塚は大いに注目され、議論の的になった。明治29年(1896)の報告を最後に議論は一定の終結を見せ、操車場の開設や市街化による急速な変貌とともに学界でも何時しか取り上げることはなくなっていった。

昭和50年代後半、中里貝塚への関心が否応なしでも高まる機会を迎えた。当時、大宮始発だった東北新幹線が上野へ乗入れることになり、中里貝塚の故地を斜めに通過する可能性が出てきたのである。計画線内は文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当していなかったが、東京都教育委員会が当時の国鉄に文化財調査が必要な旨、協議を申し入れ、試掘調査を経て昭和58年(1983)に発掘調査を開始した。結果、丸木舟をはじめ多量の遺物や動植物遺存体が出土し、古環境復原に有効な低湿地情報が得られ、縄文時代の海岸線の変遷や活動の痕跡を確認することができた。平成2年(1990)には、区の特別養護老人ホーム(現、上中里つつじ荘)建設に先立ち発掘調査され、新幹線調査区の成果を補強する内容となったが、これらの調査では中里貝塚の再発見には至らなかった。

平成8年(1996)、北区は国鉄清算事業団から公園用地として土地を取得し、区教育委員会が公園整備に先立ち試掘調査を実施した。用地からは大量のハマグリとマガキの貝殻が出土し、漸く中里貝塚本体にメスが入ることになった。発掘調査の進捗に併せ現場視察した研究者は、一様にこれまでの貝塚の常識を覆す発見と評価を下した。10月以降、報道機関は大々的に取り上げ、11月13日には天皇皇后両陛下が足を運ばれ熱心に見学された。貝層や遺構は現状保存が調査中に確定し、養生して埋め戻された。同時に、史跡指定の気運が生まれていった。



第●図 平成8年の新聞報道など (『中里貝塚—発掘調査概報—』より)

発掘調査の成果に基づく文化庁の見解は将来、史跡指定が十分考えられるので、調査報告書の刊行、貝塚の分布範囲の確定、公園用地と同規模の公有地の確保、の3点について検討を求めるものであった。準工業地域の中里貝塚一帯は、工場と住宅が混在する民有地で、同規模の公有地を確保することは難題である。

解決策が見出せない状況が続くなか平成11年(1999)に急転する。公園用地の西側100m離れた場所で、工場移転に伴う跡地の敷地南側にマンション建設計画が浮上した。工場の解体後に行った試掘調査では、予想以上に良好な貝層を検出し、発掘調査が必要と判断された。現地視察した文化庁調査官は、調査地点の性格を早急に究明することや調査区外の敷地北側についても貝層の分布範囲を把握するため確認調査を行なうよう指導された。発掘調査では貝層下の波食台に敷かれた木道など新たな遺構が発見され、公園用地同様に重要性が顕在化した。調査と併行し文化庁、東京都、北区は、史跡指定ならびに工場跡地の土地買上げについて協議を重ね、方針を確認した。そこで、区はマンションの建設計画中止と敷地全体の土地買上げを申入れ、建設断念と区への譲渡が決定した。終盤を迎えていた発掘作業は全面保存に方向転換し、養生して埋め戻された。

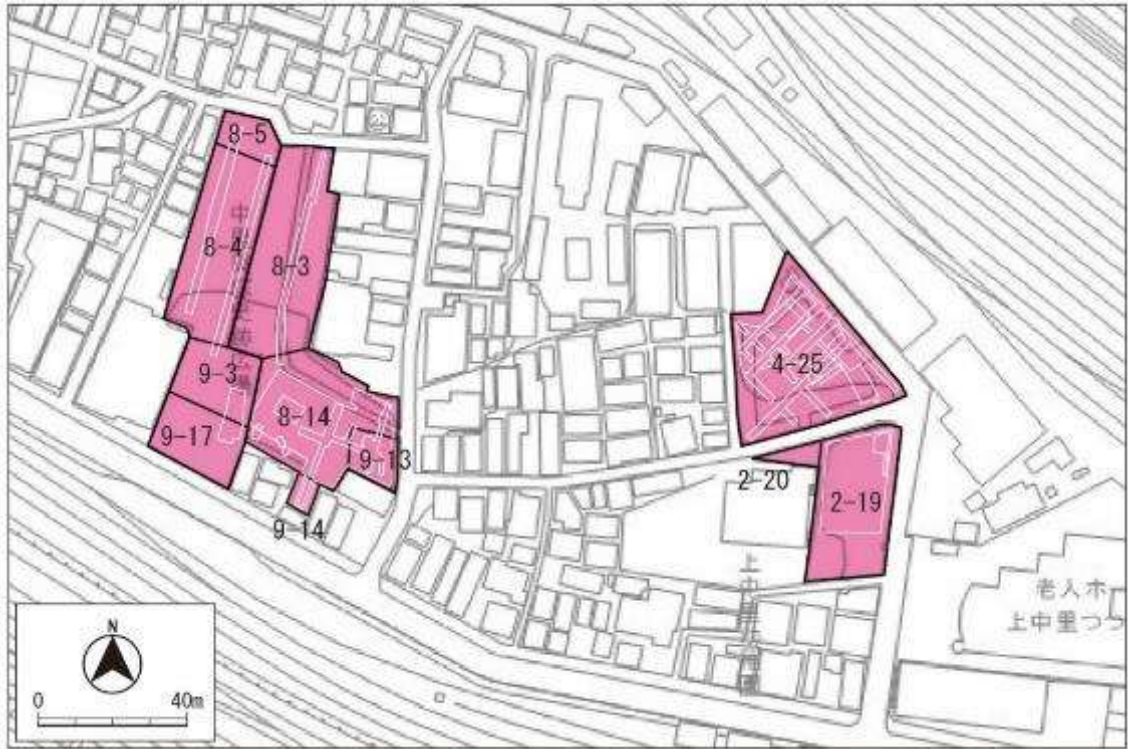
平成12年(2000)3月、区は公園用地と土地買上げ用地の東西2箇所の史跡指定申請書を提出し、同年5月19日に文化財保護審議会から国史跡指定の答申を受けた。同年9月6日には官報告示により、貝塚では大森貝塚に次ぐ都内2番目の国史跡誕生となった。

平成23年(2011)、西側指定地の隣接地で工場跡地にマンション建設が計画され、確認調査が行われた。検出された2mを超す貝層の遺存状態を鑑み、文化庁、東京都と協議を経て、土地所有者へ追加指定と土地買上げを申入れ合意した。

平成24年(2012)1月、区は追加指定の意見具申を申請し、同年6月15日に国の文化審議会は中里貝塚の追加指定を答申した。同年9月19日の官報告示により、史跡の追加指定が通知されている。

第2節 史跡指定の状況

- ・ 指定名称：史跡中里貝塚
- ・ 指定年月日（官報告示）：平成12年9月6日
平成24年9月19日 追加指定
- ・ 所在地：東京都北区上中里二丁目
(2-19, 2-20, 4-25, 8-3, 8-14, 9-13, 9-14, 8-4, 8-5, 9-3, 9-17)
- ・ 指定面積：6,248.49 m²
- ・ 指定理由：最大で厚さ4.5メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。
(※月刊文化財掲載の指定説明文は、巻末資料を参照。)



第●図 史跡指定地の地番図

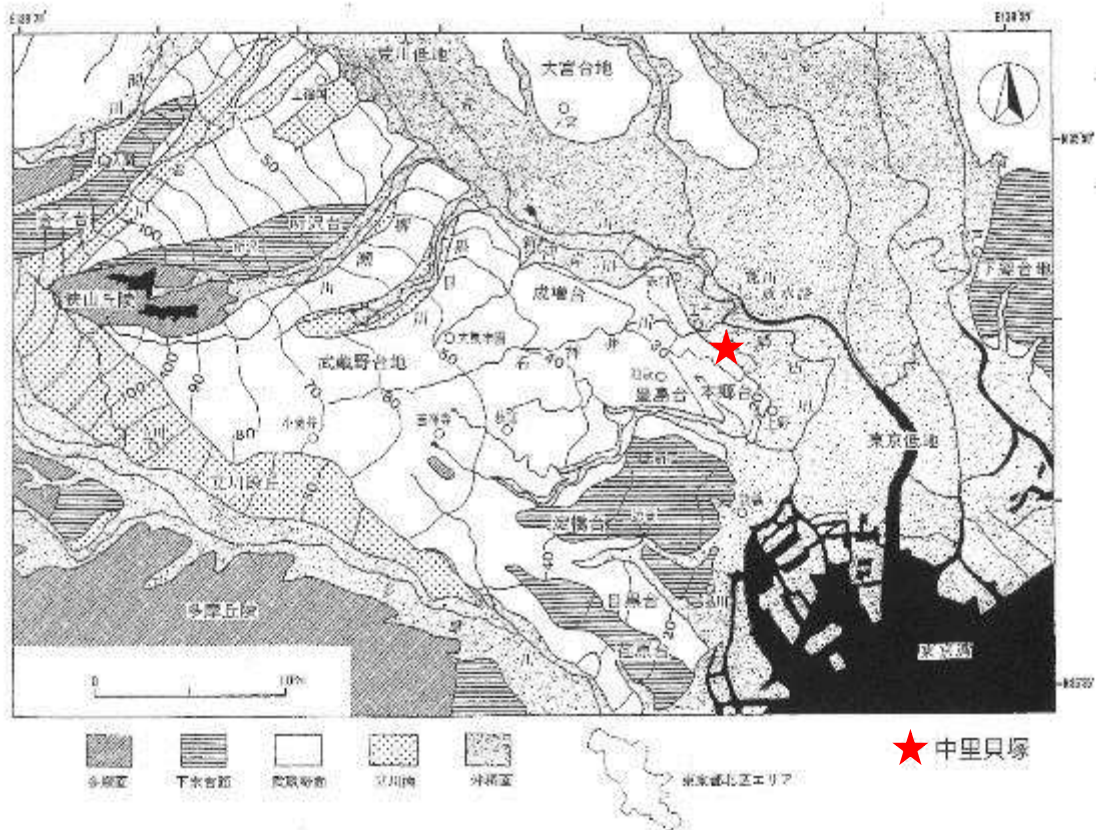
第3節 中里貝塚を取り巻く環境

(1) 自然的環境

東京都北区は、洪積台地の武蔵野台地およびそれに連なる沖積低地の東京低地という地勢からなり、武蔵野台地の北東端ならびに東京低地の西端に位置する。台地縁の崖線は北西から南東に走り、北区管内を東の低地側と西の台地側とに分けている。中里貝塚は崖線直下の沖積地に所在し、北西には武蔵野台地から東京低地に出たばかりの石神井川の流れが見られる（第●図）。

武蔵野台地は、古多摩川が形成した扇状地を起源とする段丘と下末吉海進最盛期（約12～13万年前）に形成された古東京湾が段丘化した地域などで構成されている。いずれも表層近くには関東ローム層が厚く堆積している。中里貝塚に隣接する台地上は標高25mを最高所とし、約6万年前に古荒川の河床として形成された層厚約6mの関東ローム層が堆積する本郷台と呼ばれる段丘であり、地形面的には武蔵野面（M2面）に相当する。本郷台は上野から赤羽まで急崖をなして東京低地に臨んでおり、王子より北では土地の名を冠して十条台・赤羽台とも呼ばれている。

東京低地は、武蔵野台地と対岸の下総台地の間に横たわる幅広い沖積地である。この地形は最終氷期極相期に古荒川と古中川が合流していた古東京川により浸食された大きな谷地形で、後氷期における縄文海進最盛期（6000～6500年前）に奥東京湾化した際に分厚な海成層（有楽町層）によって埋積されたものである。中里貝塚を含む北区管内における東京低地は、右岸側に位置する。



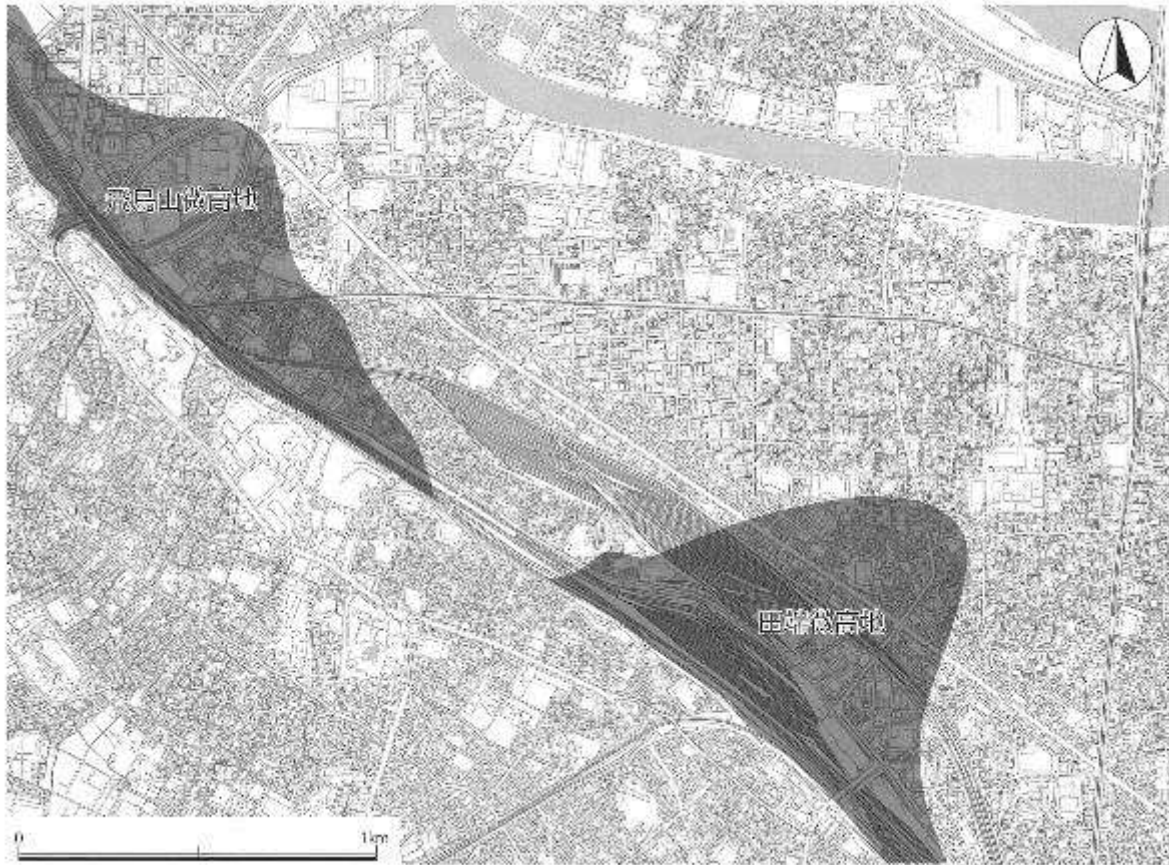
第●図 東京付近の地形面区分 (『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 5 より引用)

東京低地の地表下-20~-30m付近には古東京川などによって形成された河岸段丘が埋没しており、王子埋没段丘と命名されている。また、地表下-5m付近には縄文海進最盛期に奥東京湾を形成した際、波の営力によって海食崖と化した武蔵野台地の縁が後退していく中で、その前面に武蔵野ローム層より数m下部に堆積している固結した東京層(下末吉海進最盛期における海成層)が剥き出しにされ、平坦なテーブル状に削り込まれた波食台を確認できる。東北新幹線上野乗入れ工事に伴う中里遺跡の調査では縄文海進最盛期の海食崖(写真●)、中里貝塚では生痕化石が無数にみられる波食台がそれぞれ検出されている。波食台は沖側に向かって緩やかに傾斜し、その幅は500m未満とされる。

中里貝塚が立地する本郷台直下の東京低地には砂洲が形成され、2つの微高地が見られる(第●図)。微高地はJR王子駅東方には飛鳥山微高地、JR田端駅北西には田端微高地と呼ばれる高まりである。前者は台地を流下してきた石神井川が東京低地に出る付近に発達しており河成地形とも考えられるが、後者の成因については不明



写真● 海食崖



第●図 史跡周辺の地形図（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.6より引用）

である。砂洲については海食崖が波の営力により浸食されていく過程で、崩された本郷層や武蔵野・立川ローム層等が基本材料となり形作られていったとみられ、形成時期は縄文時代前期から中期前半にかけてと推定できる。そして、中里貝塚はこの田端微高地の北西側に隣接して分布していることが判明している。

（2）歴史的環境

①旧石器・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・田端町遺跡・田端西台通遺跡が知られるが、密度からすれば希薄と言わざるを得ない。その中では御殿前遺跡の20箇所以上の遺物集中地点は群を抜いており、ナイフ形石器をはじめとする石器や火を焚いた痕跡を示す赤色化した礫（礫群）が集合して出土している。特筆されるのは有樋尖頭器と呼ばれる石器が発見され、有樋尖頭器の製作に関連する破片類も数多く出土しており、本郷台地上の貴重な事例である。

最終氷期を経て後氷期を迎えると、温暖化にともなう縄文海進が自然環境の変化をもたらせていった。縄文時代草創期では土器は発見されていないが、草創期に特徴的な石器が西ヶ原貝塚で出土している。早期では撚糸文土器や条痕文土器が飛鳥山遺跡・御殿前遺跡・中里遺跡などで出



第●図 中里貝塚と周辺の遺跡位置図 (『文化財の保護 第51号』p.●より引用)

土しているが、遺構は御殿前遺跡で早期後半の炉穴3基が検出されているに過ぎない。

縄文海進最盛期の前期に至ると、海岸線を見下ろす台地上には、飛鳥山遺跡で関山式期の貝塚、七社神社前遺跡で黒浜式期の貝塚や諸磯式期の径200m規模の中央部に墓群を伴う環状集落などが営まれている。諸磯式期の墓壙から多量の浅鉢形土器や玦状耳飾が出土している。

前期末から中期にかけては寒冷化による小海退が進み、海進最盛期の海岸線は徐々に後退していった。中里貝塚に隣接する中里遺跡では、中期前半と推定されている丸木舟(東京都指定有形文化財)が田端微高地の砂層中から発見され、出土した多量の煤けた縄文土器や土器片錘、焼礫群などは、海岸線での活発な活動を物語っている。彼ら縄文人の居住地は、勝坂式期の七社神社裏貝塚や大蔵省印刷局内貝塚、加曽利E式期の御殿前遺跡など、台地上の集落であった。



写真● 丸木舟の検出状況



写真● 縄文時代の海岸線

漁期には海岸線に下り立ち、採貝や採藻、漁撈を行ったのであろう。

後期には海退がさらに進み、中里遺跡では埋没林や泥炭層の堆積する湿地が確認されている。出土遺物は激減し、中期から後期初頭まで続いた海岸線での活動は終焉を迎える一方、台地上では学史上著名な西ヶ原貝塚（東京都指定史跡）が崖線の反対側の開析谷に面して馬蹄形貝塚を形成し、集落は晩期まで営々と存続する。近年、西ヶ原貝塚出土の土器から新たな製塩研究が進展している。ほかでは後期の称名寺式期から堀之内式期にかけて、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・七社神社裏遺跡・中里峽上遺跡などで堅穴建物や土坑から土器・石器・石棒・貝ブロックなどが出土しているが、その規模は大きくない。晩期の遺跡は、西ヶ原貝塚以外では中里貝塚から晩期の安行式土器が出土し興味深い。

②弥生・古墳時代

稲作が開始される弥生時代前期の明確な遺跡は詳らかではないが、中期に入ると集落遺跡が登場する。戦前に発見された飛鳥山遺跡出土の土器は、山内清男によって「飛鳥山式」という土器型式が設定され、南関東で本格的な稲作社会が形成され始めた段階に位置づけられている。中期後半の宮ノ台式期には飛鳥山遺跡に環濠集落が営まれ、環濠の外側に方形周溝墓群が検出されている。同時期の集落遺跡は、南から荒川区道灌山遺跡・飛鳥山遺跡・亀山遺跡・赤羽台遺跡が台地上の端部に連なって分布している。そのうち道灌山・飛鳥山・亀山の3遺跡は、東京低地を見下ろす環濠集落である。

後期には集落数が増えその規模も大きくなる。中里貝塚周辺の台地上には、御殿前遺跡・七社神社前遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡など連綿と集落遺跡が分布し、なかでも御殿前遺跡を中心とする西ヶ原の集落規模は格段に大きい。御殿前遺跡では後期前半に環濠集落が造られ、環濠外に方形周溝墓群を有している。後期後半の弥生町式期にはさらに堅穴建物数は増加し、方形周溝墓・土壇から鉄剣や鉄釧など副葬品が発見されている。また、田端西台通遺跡の方形周溝墓からも鉄剣・鉄釧や多量のガラス小玉が出土しており特筆される。

後期末から古墳時代前期にかけては集落規模が縮小し、遺跡数も減少する。田端不動坂遺跡では、珠文鏡と呼ばれる小型の青銅鏡と勾玉・管玉・ガラス小玉など総数140点以上の玉類が土坑から一括出土し、4世紀後半にムラの廃絶にあたって行われた祭祀に伴う宝器と考えられている（東京都指定有形文化財）。当該地では、次の5世紀代の集落遺跡は確認されていない。また、当該期の古墳も未検出である。

古墳時代後期では、小規模ながら集落と古墳が発掘調査されている。集落遺跡は中里峽上遺跡だけであり、古墳は飛鳥山古墳群と田端西台通古墳群の2つの円墳群があげられる。集落の造営年代と古墳の築造年代は、いずれも6世紀末から7世紀前半にかけてであり、古墳の埋葬主体部が確認されたのは飛鳥山1号墳のみである。

③奈良・平安時代～中世・近世・近代

奈良時代直前の7世紀後半、御殿前遺跡一帯には武蔵国豊島郡衙が創建される。豊島郡衙は、平安時代前期の9世紀後半まで200年近く継続的に造営された古代律令期の地方官衙である。これまでの調査で郡庁や正倉院、館などの諸施設が発見されており、有数の郡衙遺跡として著名で

ある。また、郡衙の至近には中里峽上遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡の律令集落があり、郡衙の造営期間にほぼ併行する。田端西台通遺跡では、和同開珎が1点出土している。

豊島郡衙や集落遺跡が終焉を迎えた後の古代末期に相当する遺跡は明確ではないが、11世紀になると豊島郡を支配する中世領主・豊島氏が豊島郡衙の跡地周辺に本拠をおき、鎌倉時代へと移る。平塚神社周辺の台地上には、太田道灌が文明9(1477)年に落城させた豊島氏の居城・平塚城が築城されたと伝えるが、中世の溝址や地下式坑、板碑など大規模な発掘調査で検出されているものの城郭の実態は解明されていない。なお、崖線下の中里遺跡で出土した青磁・白磁など舶載磁器は、豊島氏を筆頭とする武士たちの存在を想像させる資料となっている。

戦国時代が終わり江戸時代になると、徳川将軍家の鷹場が設置された。御殿前遺跡の「御殿前」は小名であり、元は鷹狩の際に使用された御殿を意味するものである。また、飛鳥山が江戸の名所となったのは八代将軍徳川吉宗の桜植樹によることは良く知られ、整備された街道の日光御成道に西ヶ原一里塚(国史跡)が置かれた。王子・飛鳥山・滝野川は日本橋から約2里の距離にあり、江戸市中から日帰り可能な渓谷美と桜の山で有名な名所として親しまれていった。

北区の地は幕末まで江戸北郊の農村に過ぎなかったが、明治以降急速に都市化が進み、千川上水・石神井川・荒川の水利によって近代産業が開花する。日本で最初の綿紡績工場あるいは抄紙会社や印刷局抄紙工場などが石神井川下流部に相次いで建設され、王子周辺に繊維・製紙・薬品などの諸工場が集積して近代産業発祥の礎を築いた。また、西ヶ原には樹木試験場や蚕病試験場、農事試験場など農業関係の研究機関が次々に開設され、近代農業技術の中心地であった。そして、飛鳥山から西ヶ原には近代の国指定文化財が点在することもこの地の特色になっている。旧渋沢家飛鳥山邸(晩香廬・青淵文庫)・旧醸造試験所第一工場の2つの重要文化財(建造物)に加え、旧古河氏庭園の名勝がある。



写真● 西ヶ原一里塚



写真● 旧渋沢家飛鳥山邸



写真● 旧醸造試験所第一工場



写真● 旧古河氏庭園

④北区内の指定文化財

北区には、国指定文化財 8 件、国認定重要美術品 1 件、国選定保存技術保持者 1 件、東京都指定文化財 7 件、北区指定文化財 35 件、北区台帳登録文化財 11 件があり、その内訳は以下の通りである。

国指定文化財

名称	区分		指定年月日
西ヶ原一里塚	史跡		大正11年3月8日
奥山峰石（喜蔵）	重要無形文化財	工芸技術	平成7年5月31日
スタンホープ印刷機	重要文化財	歴史資料	平成10年6月30日
中里貝塚	史跡		平成12年9月6日 →平成24年追加指定
旧渋沢家飛鳥山邸 （晩香廬・青淵文庫）	重要文化財	建造物	平成17年12月27日
旧古河氏庭園	名勝		平成18年1月26日
近代教科書関係資料 内訳 教科書類、掛図、版画、版木	重要文化財	歴史資料	平成18年7月10日
旧醸造試験所第一工場	重要文化財	建造物	平成26年12月10日

国認定重要美術品

名称	区分	指定年月日
額面著色鬼女図	—	昭和9年9月

国選定保存技術保持者

名称	区分		指定年月日
小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	平成10年6月8日

東京都指定文化財

名称	区分		指定年月日
西ヶ原貝塚	史跡（旧 旧跡）		平成11年3月3日 （大正8年10月）
飛鳥山碑 （旧 飛鳥山の碑）	有形文化財 （旧 旧跡）	古文書	平成8年3月18日 （大正9年3月）
多紀家墓所 附 金安氏墓5基 （旧 多紀桂山一族墓）	史跡（旧 旧跡）		平成23年6月9日 （昭和11年3月4日） →平成26年追加指定
王子神社のイチョウ	天然記念物		昭和14年3月
稲付城跡	旧跡		昭和36年1月31日
中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	平成16年3月10日
田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑 出土遺物	有形文化財	考古資料	平成18年3月16日

北区指定文化財

名称	区分		指定年月日
王子田楽	無形民俗文化財	民俗芸能	昭和62年4月1日
御殿前遺跡	史跡		昭和62年4月1日
『若一王子縁起』絵巻（模本）	有形文化財	歴史資料	昭和62年6月30日
豊嶋村武藤家文書 附 複写資料	有形文化財	古文書	昭和63年11月14日
木造太田道灌坐像 附 厨子	有形文化財	歴史資料	平成元年1月25日
赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	平成元年1月25日
岩井家生活用具	有形民俗文化財		平成2年2月13日
紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起 絵巻	有形文化財	歴史資料	平成3年2月22日

平塚神社文書	有形文化財	古文書	平成3年8月29日
十条富士塚	有形民俗文化財		平成3年11月11日
浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	平成4年3月11日
瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	平成5年1月12日
静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	平成5年10月25日
王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	平成6年4月12日
木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	平成6年11月22日
西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	平成7年7月24日
稲付の餅搗唄 附 餅搗用具一式	無形民俗文化財	民俗芸能	平成8年1月23日
阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	平成8年9月24日
豊島馬場遺跡出土ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	平成9年9月2日
赤紙仁王 (石造金剛力士立像)	有形民俗文化財		平成10年4月28日
東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	平成10年10月13日
東京書籍株式会社附設教科書図書館 東書文庫 附 建築工事記録他35ミリフィルム	有形文化財	建造物	平成11年3月9日
旧松澤家住宅 附 倉屋	有形文化財	建造物	平成11年3月31日
七社神社前遺跡出土鉄釧	有形文化財	考古資料	平成11年10月4日
田端西台通遺跡出土鉄剣およびガラス小玉	有形文化財	考古資料	平成12年2月8日
王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	平成12年4月11日
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	平成13年4月10日
中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成13年4月10日
熊野神社の白酒祭 (オビシヤ行事)	無形民俗文化財	風俗慣習	平成14年4月9日
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	平成14年4月9日
近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	平成15年12月10日
七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	平成15年12月10日
滝野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	平成18年4月11日
田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書	有形民俗文化財		平成21年12月9日
高木助一郎日記	有形文化財	古文書	平成22年12月8日

北区台帳登録文化財

名称	区分		指定年月日
王子村大字豊島渡船場資料 附 箱1合	有形文化財	古文書	平成元年7月10日
青面金剛種子庚申待供養塔	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
石造青面金剛立像	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
庚申待供養石造地藏菩薩立像	有形文化財	歴史資料	平成4年1月13日
静勝寺近代文書	有形文化財	古文書	平成4年12月3日
山川城官一族墓碑群	有形文化財	歴史資料	平成21年10月5日
下村富田家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
浮間村立石(邦)家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
香取神社本殿	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
阿夫利神社社殿 (熊野神社旧本殿)	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
正光寺山門	有形文化財	建造物	平成22年11月11日

(3) 社会的環境

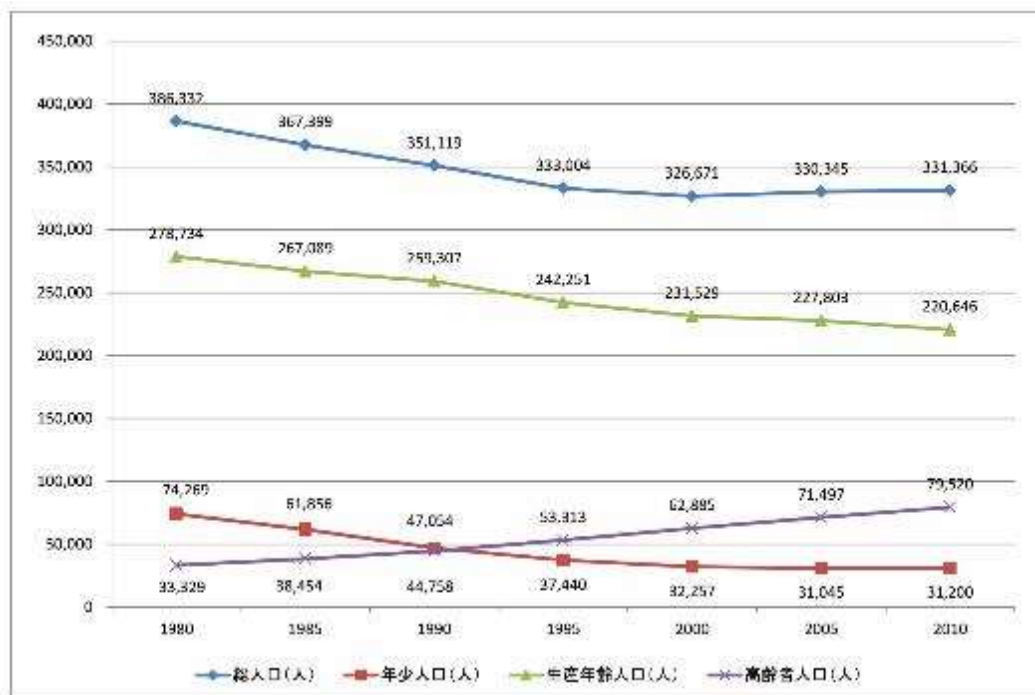
史跡中里貝塚が位置する北区は、東京都の北東部に位置し、北を埼玉県川口市と戸田市、東を荒川区と足立区、西を板橋区、南を文京区と豊島区に接している。戦後の昭和22年(1947)に、東京都が35区から23区に編成された際、旧王子区と旧滝野川区が合併し、現在の北区が誕生した。平成31年(2019)4月1日時点の人口は352,289人、世帯数は197,385世帯で、人口密度は17,093/km²となっている。人口の推移に関しては、昭和55年(1980)以降は減少傾向だったが、2000年代からゆるやかな増加傾向に転じた。

北区内の鉄道網・道路交通網は、JR線をはじめ、地下鉄やバスなど複数の公共交通機関が集まっており、都心へのアクセスが充実している。

主な路線としてJR京浜東北線、JR埼京線、JR山手線、JR宇都宮線・高崎線、JR湘南新宿ライン、東京メトロ南北線がある。



第●図 北区の鉄道網



第●図 北区の人口推移 (『北区人口ビジョン』 p.2 より引用)

第4節 中里貝塚の調査成果

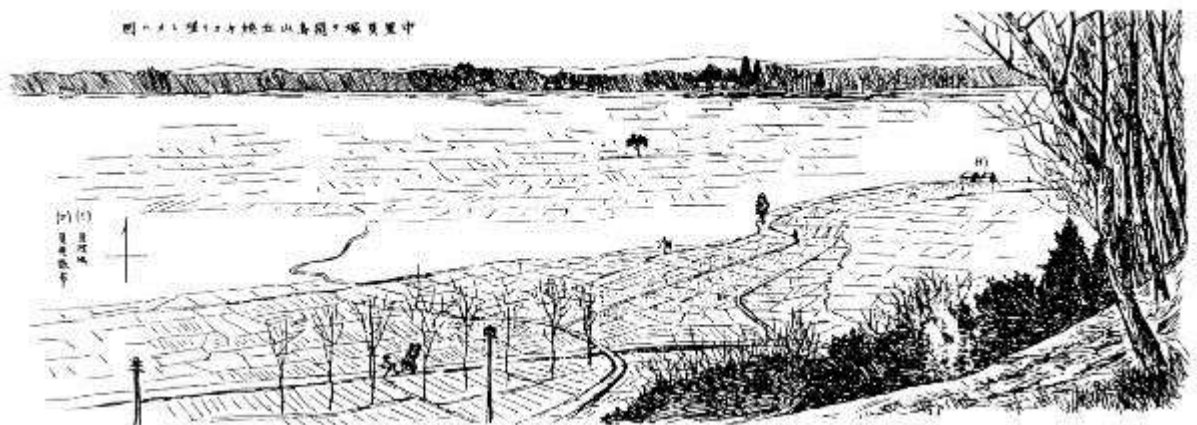
(1) 調査研究略史

中里貝塚の存在は、江戸時代の地誌や村絵図から知ることができる。『江戸志』には、「誠に雪の降りたるが如し 遙かに遠目にも真白に見えし也」と記され、台地上から遠望した畑地に、白色化した貝殻の散布する様が雪景色さながらの光景だったことを伝えている。また、「御府内場末往還其外沿革図書」所収の村絵図には「蛎売山」と描き込まれている。「蛎売山」は、江戸中期まで胡粉や貝灰に牡蠣殻が使われ、そのストックヤードとして堆く集積された塚であった。

E・S・モースが明治10年(1877)に行った大森貝塚の発掘調査を契機に、考古学研究的黎明期を彩ったのは貝塚研究であった。研究を先導したのは坪井正五郎を中心とする東京人類学会であり、活動報告を掲載した学会誌には、中里貝塚は会発足当初からしばしば登場する。

中里貝塚を「中里村介塚ハ本邦考古学ニハ最枢要ナル一介塚」と評価して研究の先鞭をつけたのは、白井光太郎であった。明治19年(1886)、「中里村介塚」と題して発表し、中里貝塚が他の貝塚と異なり沖積地に立地し、その規模が極めて大きいことや採集遺物に縄文土器が僅少であることを逸早く指摘した。その後、気鋭の研究者が中里貝塚の性格について考察し、議論的になっていくが、中には人為的な貝塚なのか疑問視する声も聞かれた。地理学者の山崎直方は貝塚の立地について言及し、中里貝塚を「此貝塚こそ誠に迷惑千万の位置に立つものにして」と評している。

明治27年(1894)、佐藤傳蔵・鳥居龍蔵は中里貝塚を発掘調査し、成果を「武蔵(國)北豊島郡中里村貝塚取調報告」と題して3回に分けて報告した。冒頭に「本邦石器時代ノ遺跡中最モ其説明ニ困難ナルハ武蔵國北豊島郡中里村ノ貝塚ナリ」と記しているように、貝塚研究が進展する中にもあっても依然、立地と出土遺物において判然としない状況であった。中里貝塚に注目していた坪井正五郎は、近隣の台地上に所在する西ヶ原貝塚を発掘調査する傍ら佐藤・鳥居に中里貝塚の調査にあたらせたのであった。明治29年(1896)、佐藤・鳥居は最終報告で「是故ニ余等ハ中里村貝塚附近ノ貝殻撒布地ハ純然タル貝塚ナリト信スルナリ」とし、遺物は僅少且つ沖積低地に立地するものの自然貝層ではないとして、縄文時代の浜辺に造られた人為的な貝塚であると結論付けた。この報告をもって議論は一定の終結を見せ、研究の対象から外れていくことになる。台

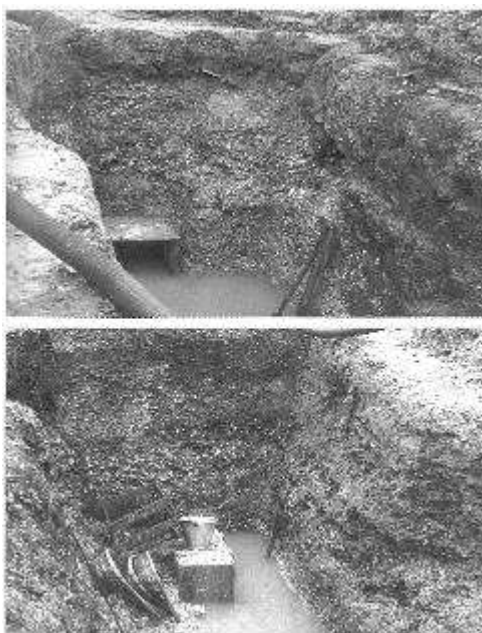


第●図 明治期中里貝塚の風景(『文化財の保護 第51号』p.●より引用)

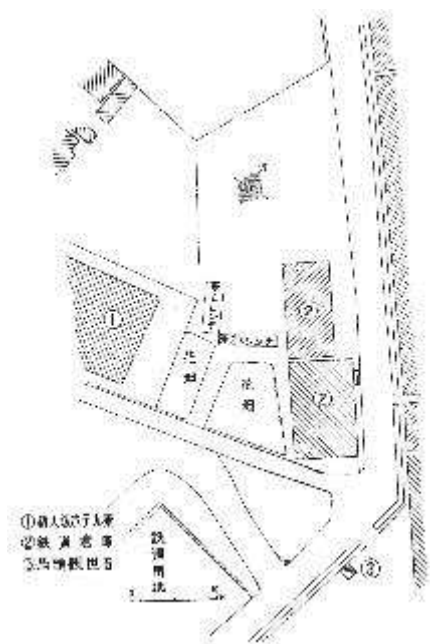
地上の貝塚に比べ縄文土器や人工遺物が出土しない中里貝塚はつまらないものに映ったのであろう。やがて貝塚周辺には操車場や駅が開設され、急速な市街化とともに貝塚は埋没し、顧みられなくなっていった。

学界では忘れ去られた観の強かった中里貝塚が再び登場するのは、昭和33年(1958)に和島誠一が行った小規模なトレンチ調査の報告であった。調査目的は、千代田区史編纂事業の一環として沖積地の陸化過程を確認するもので、学史的に著名な中里貝塚が選定された。トレンチは2.5m掘り下げたが湧水のためポンプアップが及ばず断念し、下層はボーリング調査を行っている。マガキ主体の混土貝層中から加曾利E式土器片が2点出土し、縄文時代の貝層であることを推定したが、下層は自然貝層の可能性を残したまま結論は得られなかった。

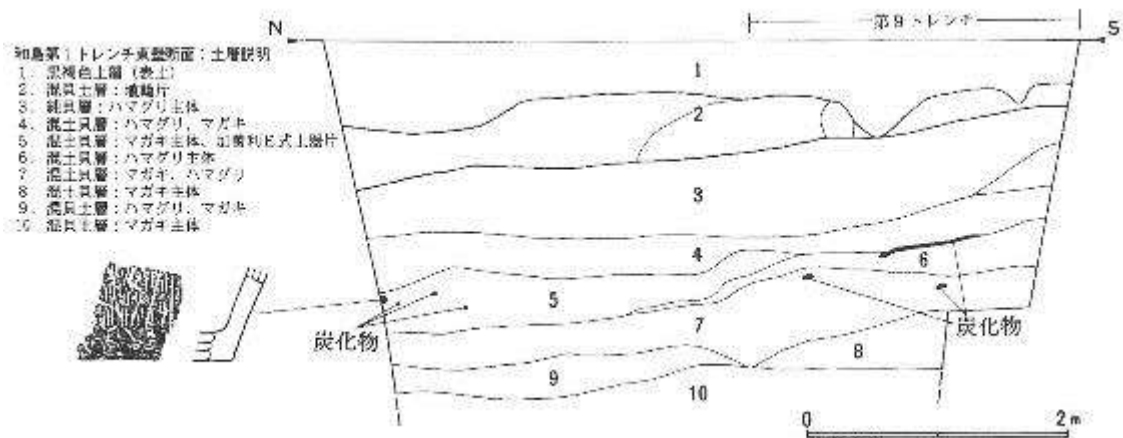
昭和58年(1983)、東北新幹線上野乗入れ工事に伴う中里遺跡が発掘調査され、縄文時代の海岸線の変遷や様々な活動の痕跡が明らかとなったが、中里貝塚の調査には至らなかった。



写真● 昭和33年トレンチ調査



第●図 トレンチ位置図



第●図 昭和33年トレンチ土層図

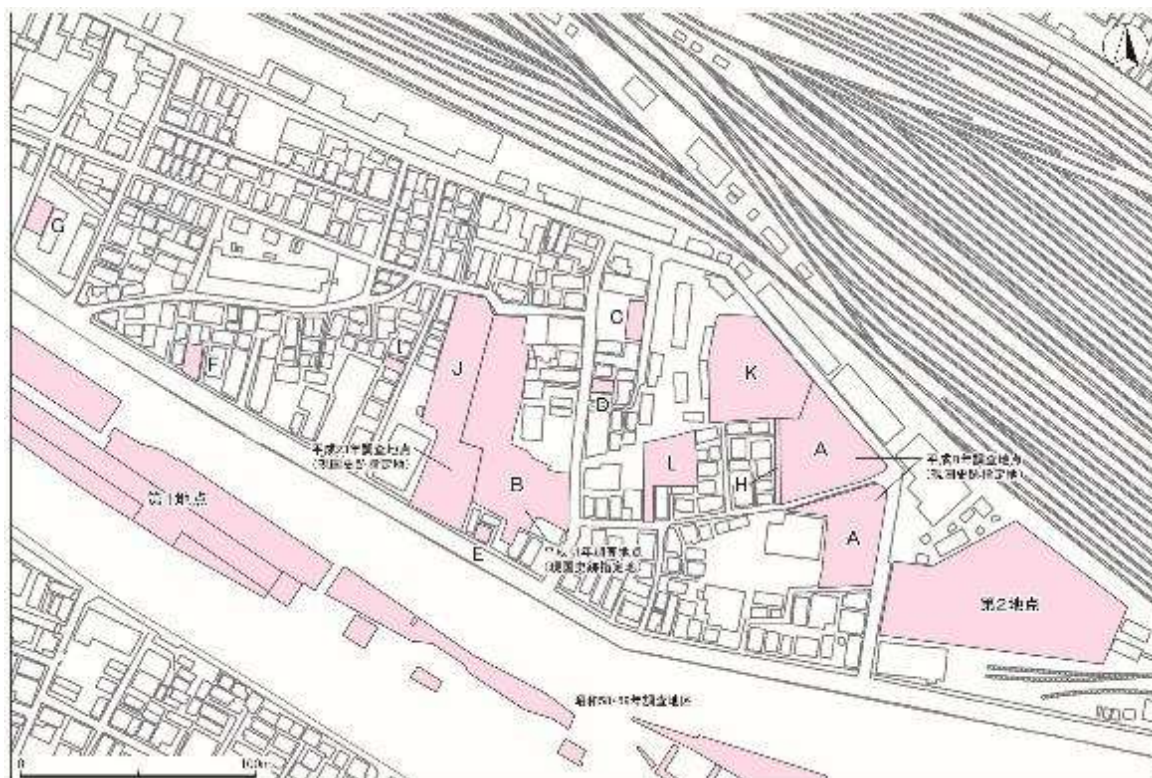
(上記の写真と図は『史跡中里貝塚 総括報告書』p.30-31より引用)

(2) 調査の概要

中里貝塚では、これまでに12地点で調査を実施し、貝層の分布範囲などを確認しているが、特徴的な遺構等が検出された2箇所（A地点・B地点）の調査成果は次の通りである。

第●表 調査地点

調査地点名	事業名	発掘調査期間	調査面積	調査者
第1地点	東北新幹線敷設	1983.6.27～1984.10.3	24,000㎡	東北新幹線中里遺跡調査会
第2地点	老人ホーム建設	1990.7.1～1991.1.19	1,700㎡	中里遺跡調査団
A地点	公園整備	1996.7.24～11.21	1,100㎡	中里遺跡調査団
	防火水槽	1996.12.6～1997.1.24	23㎡	中里遺跡調査団
	学術調査(杭区)	1996.12.6～1997.2.5	50㎡	北区教育委員会
	学術調査	1998.9.28～10.9	13㎡	北区教育委員会
B地点	マンション建設	1999.9.8～2000.1.15	650㎡	中里貝塚遺跡調査会
	確認調査(北側)	1999.9.28～10.18	60㎡	北区教育委員会
C地点	確認調査	1998.8.10～8.14	11㎡	北区教育委員会
D地点	確認調査	2000.6.27・28	9㎡	北区教育委員会
E地点	確認調査	1998.8.10	8㎡	北区教育委員会
F地点	確認調査	2000.8.14～8.18	4㎡	北区教育委員会
G地点	LPG貯槽設置	2000.9.1～9.18	72㎡	中里遺跡調査会
H地点	下水道工事	2000.9.27～10.4	31㎡	北区教育委員会
I地点	確認調査	2000.11.10	2㎡	北区教育委員会
J地点	確認調査	2011.6.20～7.25	281㎡	北区教育委員会
K地点	確認調査	2014.11.25～12.5	85㎡	北区教育委員会
L地点	確認調査	2015.2.12～3.6	47㎡	北区教育委員会



第●図 調査地点位置図（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.34より引用、一部改変）

①指定地東側（A地点）

佐藤・鳥居の最終報告から奇しくも100年後にあたる平成8年（1996）、中里貝塚は再び学界の脚光を浴びることになる。公園整備に先立つ事前調査で貝塚本体を検出し、長短10本のトレンチを設定してハマグリとマガキの純貝層を掘下げた。湧水をポンプで排水しながら部分的に深掘りし、貝層上面から深さ4.5mで洪積層の波食台（海底に相当）に達した。中里貝塚の性格を究明するため、古環境復原と貝層の詳細を把握することに重点を置き、トレンチでの断面観察に加え自然科学分析を多用する調査方針を立て、土壌試料や貝試料などを採取した。

貝層は塚状の堆積を呈し、南北幅約30～40mの塚状の高まりが東西方向に延びる。貝層の層厚や層序関係は詳細に記録化され、層厚は4.3～4.5mを最大厚とし、随所に4.0m前後を測った。層序は大きく3層に分けられ、貝層の下層はマガキ主体層、中層ではハマグリ・マガキの互層が際立ち、ハマグリの包含頻度が増す。上層はハマグリ純貝層を覆うように再びマガキが堆積している。また、標高3.5mを境に上部の貝層中には、無数の焼き火址が検出されている。



第●図 A地点の調査箇所（『史跡中里貝塚
総括報告書』p. 36より引用）



写真● マウンド状に堆積する貝塚



写真● 4.5mに達する貝層

貝層に接する南側には、砂洲の田端微高地が形成されており、貝層と砂層は指交関係で繋がっている。この砂層中からは2基の土坑が検出され、杵取りをするように枝を縁に巡らせている形状から木杵付土坑と命名された。土坑内から出土した大小の焼石やマガキのブロックは、貝を茹でるストーンボイリングあるいは蒸し焼きにすることでマガキの身を取り出した処理施設を推測させるものとなった。この方法であれば土器を用いるより多量のマガキを一度に処理することができ、しかも砂層中には同様の遺構が無数に存在している可能性が高い。木杵付土坑が使用された時期は、木材の年代測定値や付近から出土した阿玉台式土器により中期中頃に比定されている。

また、貝層下に堆積するシルト層（干潟）に杭が打ち込まれた状態で検出されている。先を加工して尖らせた杭は規則的に並んで杭列を成すが、調査範囲が限られ、その用途については解明されていない。

出土した縄文土器は、小片も含め総数 81 点を数え、貝層直上の確認面や包含層、木杵付土坑付近の砂層中から出土し、貝層中からは3点のみであった。時期は、貝層中や木杵付土坑付近が勝坂式期、貝層直上の確認面では加曽利E 3～4 式期、称名寺式期、堀之内1 式期と新しくなり、加曽利E 4 式期の割合が高い。他には土器片錘 6 点や石器 21 点（うち敲石 10 点）などもあるが、明治期に指摘されたとおり通常の貝塚に比べ人工遺物は極端に少ない。



写真● 木杵付土坑（貝蒸し遺構）



第●図 マガキの加工処理（『奥東京湾の貝塚文化』 p. 28 より引用）

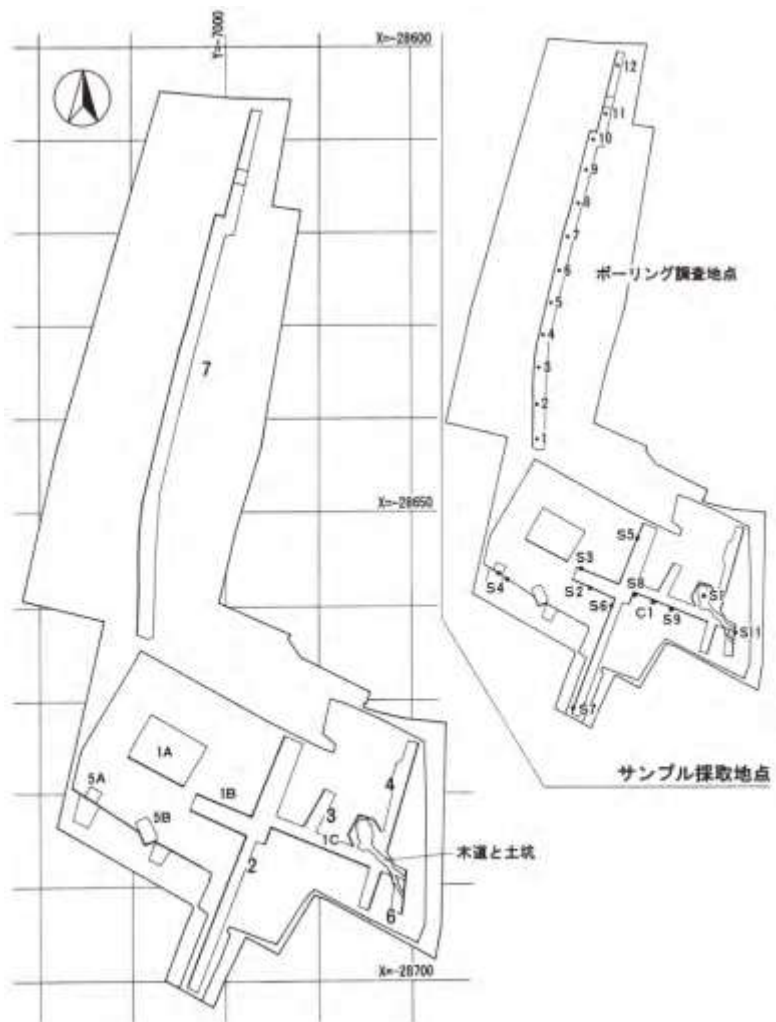
②指定地西側（B地点）

平成11年（1999）には西に100m以上も離れた地点で発掘調査の機会を得た。L字形を呈する敷地の南側650㎡を調査区として、表土掘削を始めると間もなく貝層が全面に現れた。貝層には6本のトレンチを入れて波食台まで深掘りし、平成8年調査地点と比較検討するために貝や土壌の自然科学分析試料を11地点でサンプル採取した。また、敷地の北側には範囲確認用の全長58.0mの南北トレンチを設け、貝層検出後5m間隔で12地点のボーリング調査を実施し、柱状図を作成することで南側調査区と併せ南北100m近い層序関係を把握することが可能となった。

検出されたマガキを主体とする貝層は、層厚2.0mに達し、貝層中から初めて縄文土器の個体資料が出土した。年代測定値から加曽利E式でも古段階に比定できる深鉢形土器は、貝層の形成年代を知る上でも重要な資料になっている。

そして、貝層直下の波食台上から木道と土坑が発見された。木道は、1本の丸木が半截された状態で、波食台に形成された窪みにすっぽり収まるように出土した。一部に加工痕を確認できる半截された面を上に向け、枝から根まで残存する材は6.5mを測り、調査区外にも延びるとみられる。一方、土坑は木道の根に接し、波食台を楕円形に掘り込んで造られていた。規模は南北方向の長軸が3.2m、短軸1.7m、最深0.5mを測り、土坑内から300点を数える礫が出土している。このうち87点は軽石凝灰岩で、その特徴から土坑内に持ち込まれた人工遺物であると推定した。

木道と土坑は、両者の位置関係や出土した縄文土器11点が阿玉台式や勝坂式であることなどから、同時期に利用された遺構と捉えられよう。木道には、土坑までの通路としての足場の確保や目印であった機能を想定できるが、土坑の用途については不明な点が多い。なお、土坑内部の貝類分析から干潮時でも海水が残る潮だまり（タイドプール）であったとみられるが、海水が浸入する海岸で縄文人が何らかの活動を行っていたことに疑う余地はない。



第●図 B地点の調査箇所

（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.59より引用）



写真● 貝層中から出土した縄文土器



写真● 木道

③各種分析の目的と方法

このように発掘調査によって、中里貝塚の貝層が層厚 4.5mにも達することや貝の処理施設と推定された木枠付土坑、木道や土坑など、国内初の遺構が発見されたが、膨大な量の貝層が人工であるかについては科学的に検証しなければならなかった。現場で採取された各種試料サンプルは、発掘調査終了後、目的ごとに分析作業を進めた。

貝塚形成時の古環境と人間による採貝活動の様相については、貝類遺体群の精緻な分析により検討した。その分析方法は、貝種を同定して分類・集計し、貝類組成を調べることであった。例えば、A地点の貝類遺体は、採取試料から腹足綱（巻貝類）35科73種、二枚貝綱15科24種が同定され、全97種の約8割を大きさが数mmの微小貝が占め、ハマグリやマガキなどの食用種は20種ほどに過ぎなかった。非食用種の微小貝は、遺跡内や周辺域に生息していた貝類（自然遺体）もしくはマガキなどに伴って混獲された貝類（随伴種）である。同定された貝類には、内湾の潮下帯に生息する種から陸生種まで様々な生息環境をもつ種類が混在している。これらの貝類を生息地の水域（塩分濃度）、生息深度、底質・付着基盤、生活型によって分類し、類似した生息環境をもつ種類ごとにタイプ分けをした。微小貝類など自然遺体群は、貝層の堆積環境を復原するうえで有力な手掛かりになり、層位的な変遷から多くの試料で類似するパターンの存在が判明した。

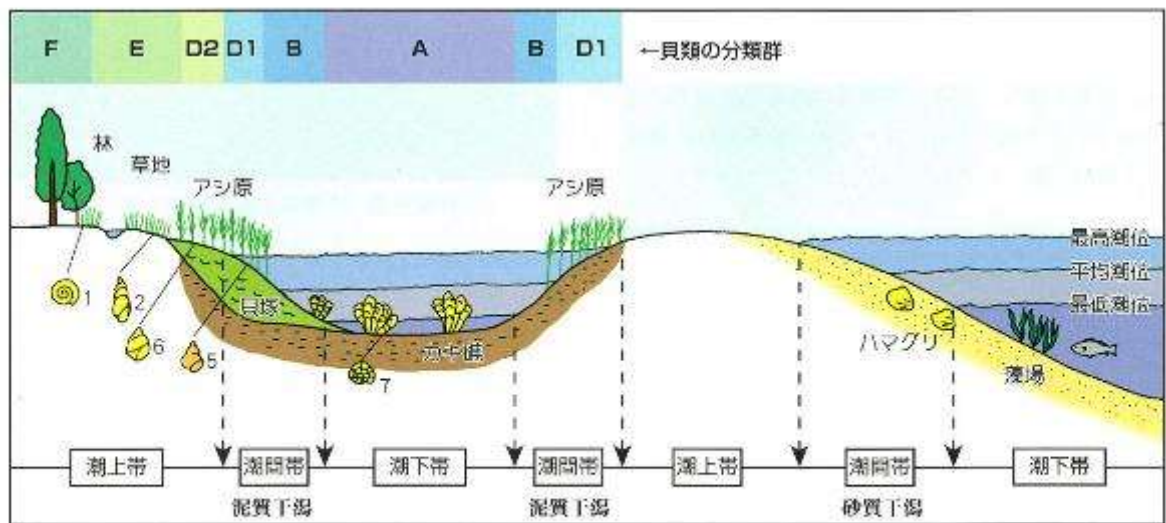
ハマグリとマガキのサイズは、殻高を測定部位として測定結果をヒストグラムで表し、殻高分布を検証した。また、ハマグリの貝殻成長線分析は、ハマグリの死亡（採貝）季節や成長速度を推定し、年齢構成を検討するのに有効である。

この他、珪藻・花粉・植物珪酸体、樹種・種実の各種自然科学分析や各種同定を行ない、堆積環境の変遷や古植生など、貝層形成時の古環境を復原した。

貝層の形成年代や遺構の構築年代に関しては、木材・炭化材・貝（マガキ）、種実、土器付着炭化物を測定試料として、放射性炭素年代測定を実施している。

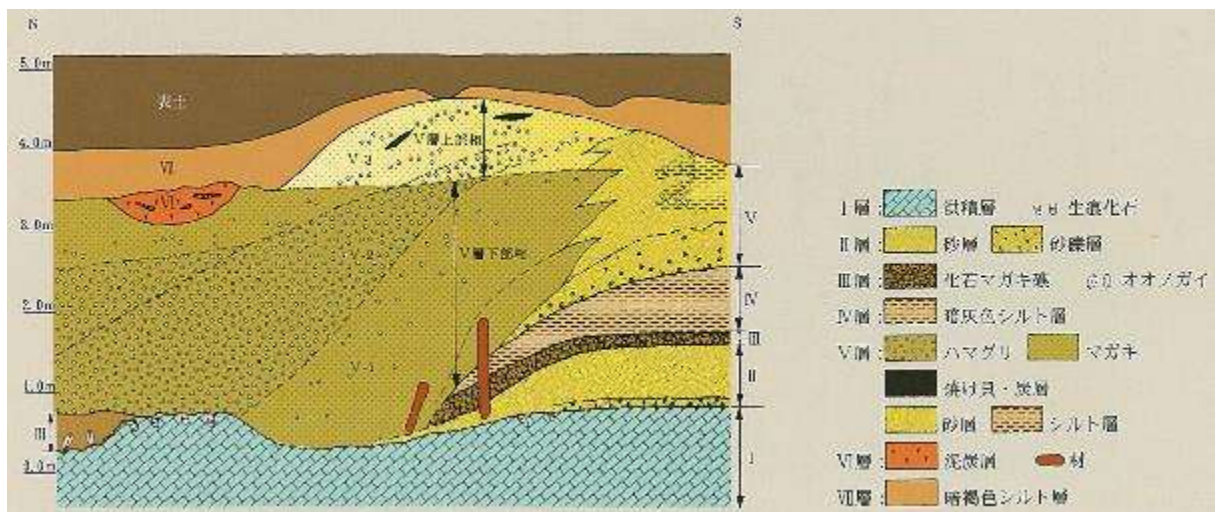


泥質干潟とアシ原（千葉県夷隅川河口干潟）



1.ヒメバッコウマイマイ 2.ハソイカチョウジガイ 3.キビガイ 4.クチキレガイモドキの一種 5.カワオンショウガイ
6.ヨシダカワザンショウ 7.ツツギリガイ 8.オオソガイ 9.ハマグリ 10.シオフキ 11.ワカガイ 12.ウネナシトマヤ 13.マガキ 14.アカエシ

第●図 中里貝塚周辺の環境と貝類の分布（『国指定史跡 中里貝塚2』より引用）



第●図 中里貝塚周辺の基本層序模式図（『奥東京湾の貝塚文化』p. 29より引用）

第5節 中里貝塚の歴史的価値

(1) 特化した貝類利用

貝層の規模は、江戸時代の地誌や村絵図、明治期の佐藤・鳥居報告、計12地点での貝層の確認調査を総合的に検討した結果、長さ600～700m、幅100m以上と推定した。貝層の層厚は概ね1.0～4.0mとみられ、2.0m以上の厚く堆積する範囲は、長さ600m、50～75m幅で東側はJR尾久操車場まで帯状に延びている。

検出された遺構は、貝層を除けば限られ、居住施設がない。木枠付土坑の使用時期は、貝層形成の初期段階にあたり、土坑内から出土したマガキ殻も貝層下層の貝種構成がマガキ層であることと協調的である。この処理施設でマガキの貝肉を取り出し、殻を汀線に沿って海側に廃棄し、殻は徐々に泥質干潟を埋め立てていった。周辺には同様の遺構がいくつも存在したとみられ、加工場的な空間を構成している。層厚2.0mを越すような貝層が堆積する地点で数多く検出された焼き火址も特徴的な遺構である。マガキやハマグリのような殻がかさばる貝類は、剥き身にして集落内に運搬した方が合理的であり、殻から貝肉を効率よく取り出す作業が最優先される。その剥き身処理に焼き火という単純な方法を用いたのは、土器を持ち込まずに済む簡便さと作業スペースを確保しやすいといった利便性にも優れる点である。中里貝塚で無数に確認できた焼き火址は、その場で焼き火を行なった痕跡であり、集落内の貝層で見つかる灰や炭などの廃棄ブロックとは異なる現地性の遺構である。

剥き身処理後の大量の貝殻は、泥質干潟の潮間帯に廃棄され、その堆積域の拡大は新たな活動スペースを造り出した。焼き火による処理作業は、海側に近い陸化した潮上帯の貝層上に移動して行われ、剥き身処理と廃棄が繰り返されることになる。このような作業場と捨て場は常に近接した位置関係にあり、廃棄行為と作業スペースの確保が相互関係を成している。焼き火址は、貝塚形成期間を通じて行われた剥き身処理の痕跡と推定できる。

貝類以外の動物遺体は、獣骨類は皆無、魚骨も微量であった。中里貝塚では狩猟活動は完全に欠落しており、漁労活動も採貝以外は極めて低調であったことが解明されている。

以上のように、木枠付土坑や焼き火址は土器を使用しない貝類の処理方法の存在を実証し、出土土器の稀少性を裏付けた。そして、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著と指摘できる。



写真● 貝層の検出状況

(2) 専門的な貝加工

中里貝塚で食用とした貝類は、ハマグリ・マガキ・シオフキ・バカガイ・アカニシ・ハイガイ・サルボウ・アサリ・オオノガイ・オキシジミ・ヤマトシジミなどである。貝種別の産出量は、マガキとハマグリが卓越しており、この2種が占有していた。A地点の試料サンプルでは、食用種10種の計数から組成比率を算出すると、貝層全層準がハマグリ20.1%、マガキ77.4%、中層から上層ではハマグリ73.2%、マガキ24.2%になり、いずれも2種合計で97%を超していた。貝類組成におけるハマグリとマガキの占有率の高さは、他の調査地点でも共通し、中里貝塚ではハマグリとマガキが選択的に採貝されていたことが明らかである。

生息域については、マガキ礁が奥まった閉鎖的な泥底域、ハマグリは開放的な内湾の砂泥底域とそれぞれに異なる。貝塚周辺には、泥質干潟とその沖合側に砂質干潟が広がる水域環境が展開していたと想定され、キャッチメント・エリア(資源調達範囲)は、貝塚付近のマガキ礁とより遠方のハマグリが棲む砂質干潟から構成されていた可能性が高い。

ハマグリ サイズ(殻高)では、計測した試料ごとの平均値やピークが35~50mm前後の範囲で推移し、40mm大の大型個体が中心であった。小型の個体がほとんど含まれない、まとまりのあるサイズ分布は規格的であり、大型個体のハマグリが選択的に採貝されている。

貝殻成長線分析の結果、ハマグリ死亡季節は春~夏前半に集中していた。また、成長速度から初期成長は遅いが、年齢を重ねても順調に成長し続ける大型タイプの成長パターンが多く、生息環境が安定していたことが解る。年齢構成をみると2歳未満の若齢個体がほとんどなく、ピークは3~5歳が多くを占めていた。

一方、マガキのサイズ(殻高)は50mm以上の個体も多いが、現代の養殖マガキに比べれば小振りである。採貝季節は、産卵時期の5~8月を除く俗にRが付く月であり、晩秋~冬季が中心になる。それはハマグリ漁と異なる季節であり、貝層中のハマグリとマガキの互層構造は、年間にハマグリとマガキを主体とした2回の採貝活動が繰り返行われていた痕跡であろう。

砂泥底群集の貝類のなかで身が大きく大量に採れ、貝肉が美味なのはハマグリとマガキである。大型個体が選択的に採貝された中里貝塚では、貝肉は干し貝に加工されたと推定している。干し貝は天日干しした乾物の一種であり、乾燥によって旨味成分が凝縮された加工品である。また、生の貝と比べてとくに消費期間を大幅に長期化できることで、持ち運びに適した保存食としての特性を有している。中里貝塚では、加工施設と貝の剥き身処理作業のなかで残滓として生じた貝層が一体で発見されたことから、中里貝塚における干し貝加工は、以下の作業工程が想定されている。

- ア. 水揚げされたマガキとハマグリは、浜辺で木枠付土坑の蒸焼きや焚き火で殻から身を取り出す
- イ. 取り出された大振りの貝肉は、海水で洗われ、その場で天日干しする
- ウ. 殻などの残滓は、前面の海岸線に廃棄する

このように中里貝塚では、特定の貝種に限定して漁期を違えて大型個体を選択的に採貝し、水揚げした浜辺で干し貝加工を専門的に行なっていた。貝層は干し貝加工の副産物であり、中里貝

塚が水産加工場跡と位置付けられる所以である。

(3) 貝塚形成と生産者集団

中里貝塚の形成過程は次の4期変遷で、形成期間を約800年間に亘るものと推定した。

形成初期・・・勝坂2～3式期：約5,200～4,900年前
形成前半・・・加曾利E1～E2式期：約4,900～4,700年前
形成後半・・・加曾利E3式期：約4,700～4,500年前
終焉期・・・加曾利E4式期～称名寺1式期：約4,500～4,400年前

この年代観から形成期間の特徴は、形成初期ではマガキ主体の貝層形成が始まるが小規模であった。形成前半は貝層が徐々に沖合側に拡張し、加曾利E2～E3式期の形成後半にかけて最盛期を迎え、大規模になる。加曾利E4式期以降は縮小し、称名寺式期には終焉期を迎える。

中里貝塚の干し貝加工を担った生産者は、七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡の台地上に居住する集団とみて良い。集落規模は、勝坂式期後葉～加曾利E1式期の七社神社裏貝塚では小規模であるが、次の加曾利E2～E3式期段階になると、御殿前遺跡を中心に西ヶ原貝塚や東谷戸遺跡にも集落規模が拡大しピークを迎え、加曾利E4式期～称名寺式期には縮小化する。台地上集落の消長は、中里貝塚の形成過程と軌を一にしていると指摘できる。

中里貝塚で行なわれた採貝、集荷、剥き身処理、干し貝加工は、各集落の集団が短期間でできる労働とは考えにくく、特定の集団が一定の約束事に基づいて組織的に関わったと推測している。

(4) 内陸部集落に供給するシステム

関東地方の大型貝塚は、環状貝塚や馬蹄形貝塚の集落に付随した貝塚である。中里貝塚の貝層は、仮に平均層厚1.5mで試算すると総体積が約92,700m³になる。加曾利南貝塚の推定総体積が5,465m³であるから桁違いの規模である。しかし、中里貝塚と最大級とされる大型貝塚には継続期間に差はなく、規模の差は消費量の大きさによるものと推測せざるを得ない。すなわち、消費者になる人口数に起因し、貝類の消費に関与した人口の多さによるものとみなせる。中里貝塚付近にこの問題を解決できるような大規模集落はなく、石神井川などの河川流域の内陸部に多数営まれた同時期の集落遺跡群がその有力な候補となる。これら集落遺跡群は、勝坂1式期に集落形成が始まり、勝坂2式期には遺跡数が増加、勝坂3式期に多くの遺跡で住居址数の一つ目のピークを迎える。次のピークは加曾利E2～E3式期にかけてであり、大規模集落で住居址数が増え、加曾利E4式期には集落数、住居址数ともに激減する。武蔵野台地上の集落形成の変遷は、勝坂式期の初期段階、加曾利E式期のピーク段階、加曾利E式期末の衰退段階に概括できる。

この動向を中里貝塚の形成期間の4期変遷に対応させると、次のように整理できる。

形成初期・・・マガキ主体の貝層形成が始まる勝坂・阿玉台式期は、内陸部集落の遺跡数が増加し、住居址数の一つ目のピーク迎える段階に併行する。マガキが内陸部集落へ供給され始める。
--

形成前半・・・マガキの大量廃棄が進むこの段階では、内陸部集落が加曽利E 2～E 3式期にかけてピークを迎える大規模化への移行期に併行する。引き続きマガキが供給されるが徐々に大型のハマグリが加わる。

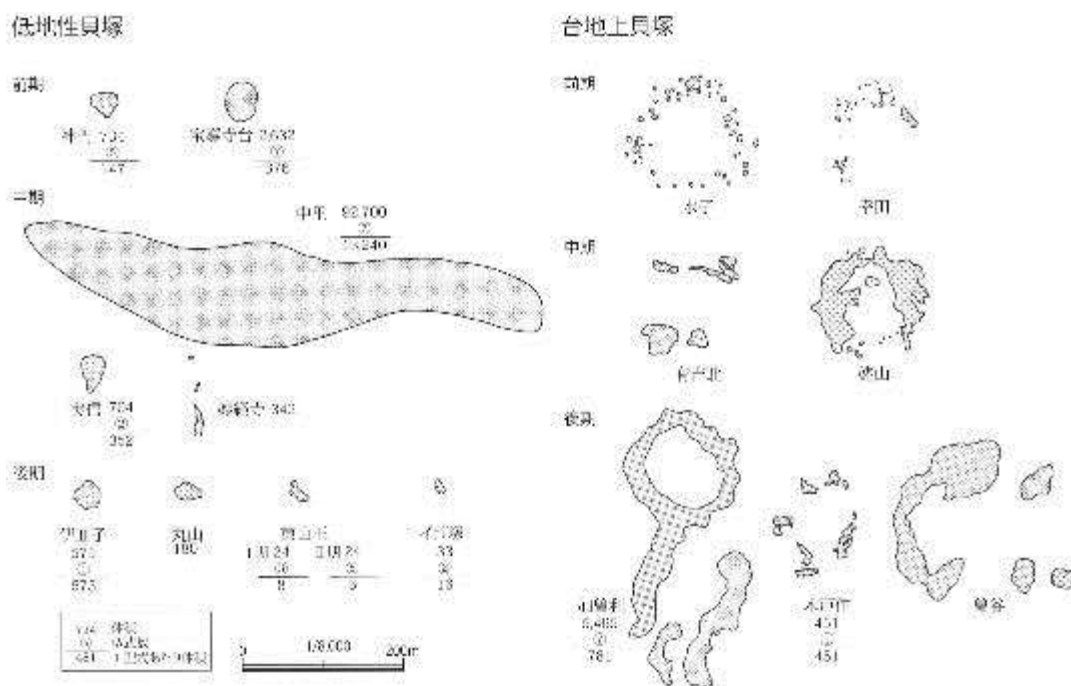
形成後半・・・ハマグリ主体貝層に変容するこの段階では、内陸部集落のピークにあたる加曽利E 2～E 3式期に併行する。内陸部集落のピークに伴う需要の増加がもたらした増産の必要性により、漁場の拡大と採貝対象の多様化が求められ、ハマグリの量産化が進んだ。

終焉期・・・再びマガキが主体貝層になる加曽利E 4式期以降では、内陸部集落の衰退段階に併行する。内陸部集落の衰退に伴う需要の低下が漁場を縮小させ、ハマグリの減産に至る。

このように内陸部集落の変遷と中里貝塚の貝層形成は連動しており、そこには生産者と消費者、言い換えれば需要と供給の関係性が成立するとみて良い。

中里貝塚の終わりは、縄文中期の集落群の終焉とともに迎え、水産資源の流通起点は、消費地である台地を刻む河川流域の集落群の動向とよく一致する。また、中里貝塚の終焉に環境的な条件だけでなく社会的な条件、つまり広域的な遺跡間関係の変容が大きく作用していたことを示唆している。

中里貝塚と内陸部集落は、沿岸部の漁業集団と内陸部の狩猟・採集集団が地域的な分業体制を敷き、両者の間で食料物資を交換することにより、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと考えられる。中里貝塚は、こうした特定の時代に地域的背景のもとで出現した地域的な分業システムによって形成された遺跡であり、東日本に展開した定住化社会における高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す貝塚として重要なのである。



第●図 貝層規模の比較 (『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 175 より引用)



第●図 中里貝塚周辺の遺跡 (『国指定史跡 中里貝塚2』より引用)

コラム ムラ貝塚とハマ貝塚

ムラ貝塚

居住空間に付随して設けられた廃棄空間の一つであり、破損した土器や石器などの不用となった生活資材や食糧残滓などの多様な廃棄物から構成されている。

ハマ貝塚

海浜部生態系(ハマ)の管理を行い、その資源をムラとは異なる空間で加工した貝塚である。



(『奥東京湾の貝塚文化』 p. 19 より引用)

第6節 史跡指定地の状況

(1) 法規制

本項では、中里貝塚の史跡指定地内に関わる法規制等について整理する。

①文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館事業係】

中里貝塚は平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定され、平成24年（2012）9月19日に西側の一部が追加指定されている。指定地内は、文化財保護法125条において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（中里遺跡）となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の通知・届出が義務づけられている。



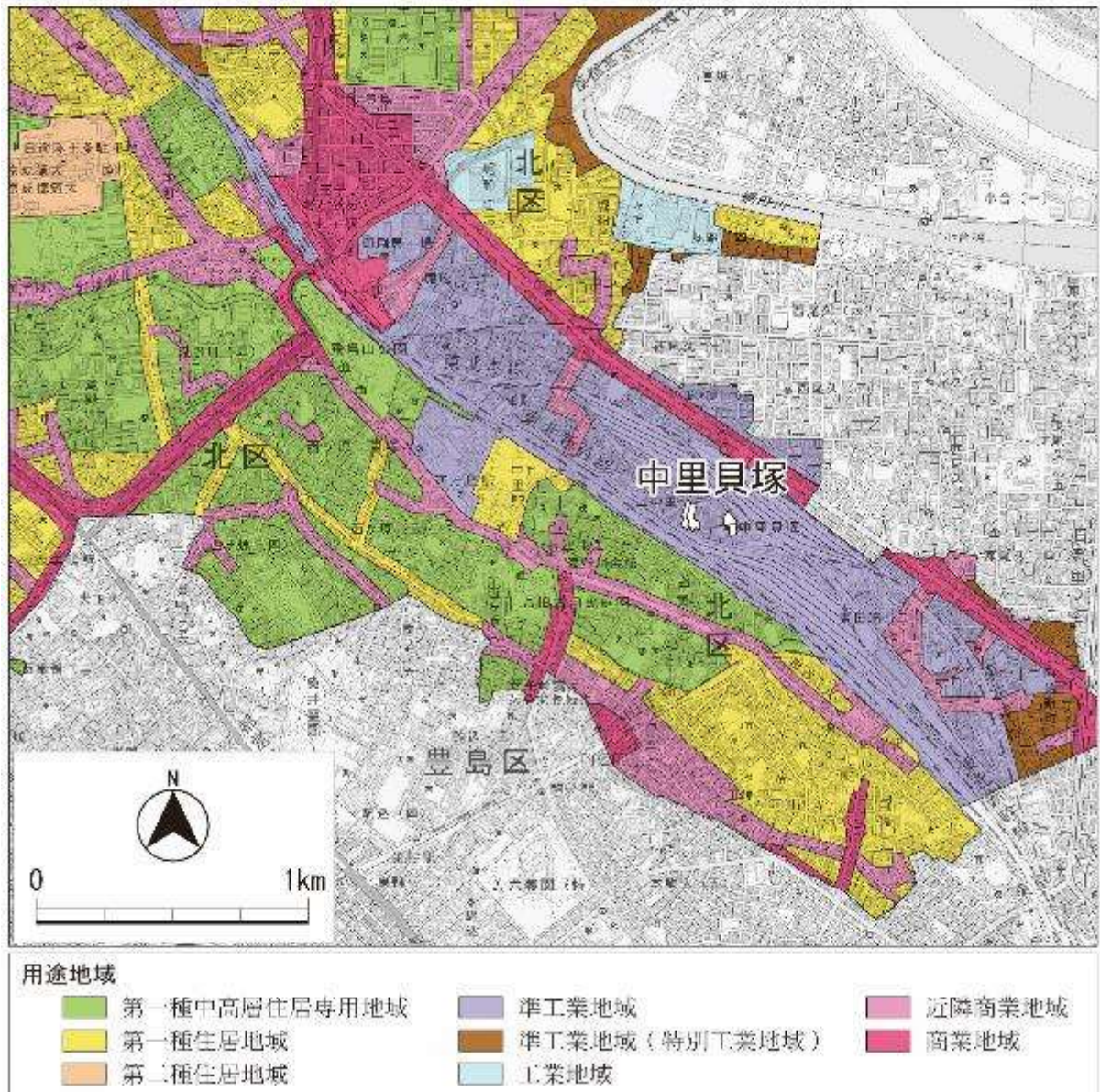
第●図 中里貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

②都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されており、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場は建てられない地域となっている。



第●図 中里貝塚周辺の用途地域

●用途地域内の建築物の用途制限

分類	用途地域 建物の用途	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業地域(特別工業地区)	工業地域	工業専用地域	
		住居系	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文教系	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等 図書館等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
宗教系	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療系 福祉系	保育所等、診療所、一般の公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等 病院	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
商業系	ホテル、旅館	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	店舗	住宅付属の一定規模以下の店舗・飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		一般の店舗・飲食店等	×	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△
	事務所	住宅付属の一定規模以下の事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		一般の事務所	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	風俗 営業等	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、競馬投票券 発売所等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	△	×
		カラオケボックス等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	△	△
		キャバレー、料亭店等 個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	車庫	2階以下かつ300㎡以下のもの(付属車庫を除く)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3階以上又は300㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運動 施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場等	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
工業系	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分 の床面積の合計が200㎡未満のもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分 の床面積の合計が200㎡以上のもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	
	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境 を悪化させるおそれが非常に少ないもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の 自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境 を悪化させるおそれが少ないもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が500㎡を超える工場又は危険性や 環境を悪化させるおそれがやや多いもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある 工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が非常 に少ない施設	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が少な い施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量がやや 多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が多い 施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
卸売 市場等	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場、汚水処理場等	原則的には都市計画で位置の指定をうけなければならない														

△ 600㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ150㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ500㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ1,500㎡以下のものに限り建築可能

△ 3,000㎡以下のものに限り建築可能

△ 10,000㎡以下のものに限り建築可能

△ 物販販売店舗、飲食店は建築禁止

○ 建てられる用途

×

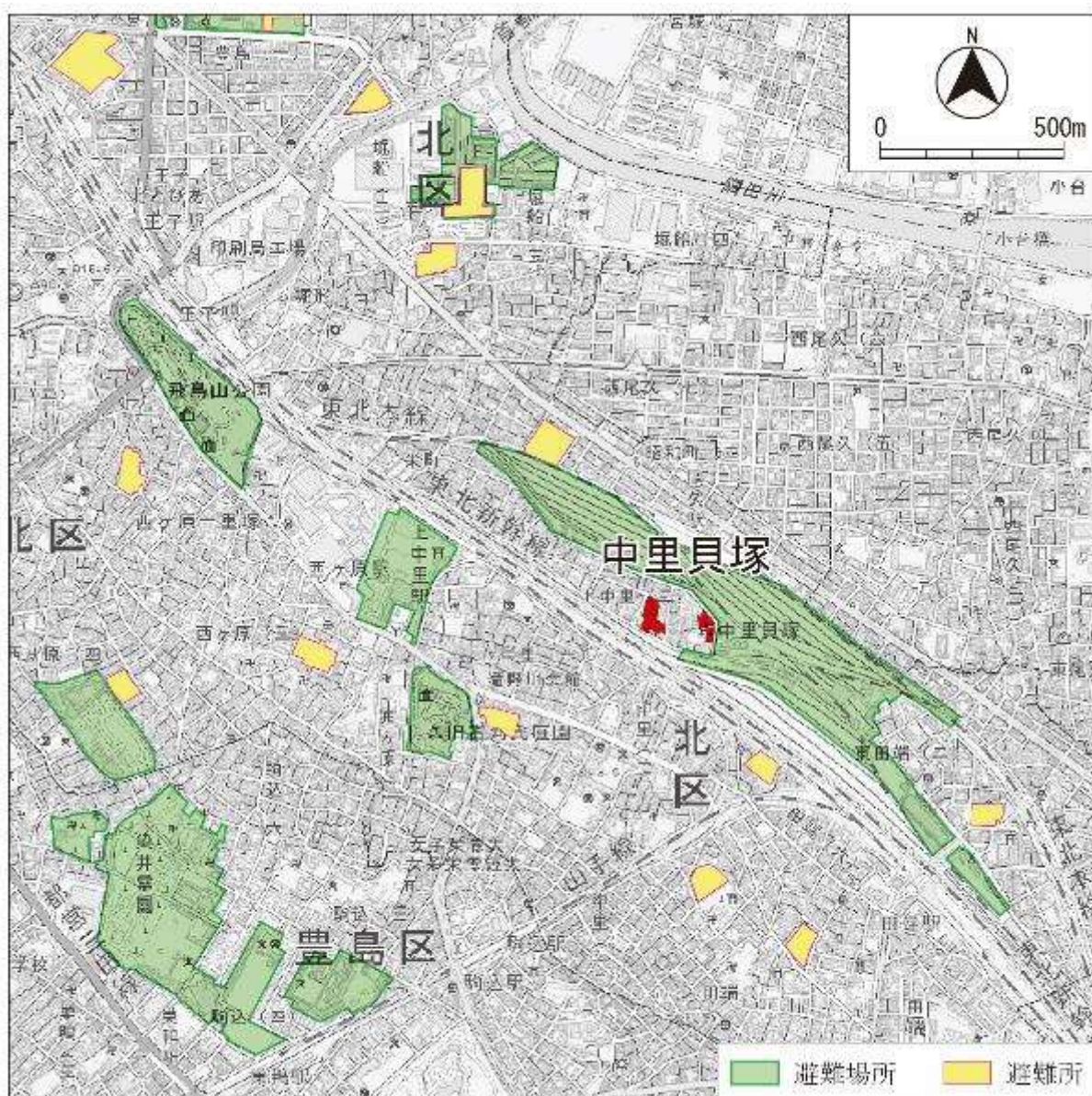
③災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年（2018）に改訂版の『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年（1972）から東京都が指定している。平成30年（2018）6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、通常は立ち入ることができないため、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。



第●図 中里貝塚周辺の避難場所及び避難所

④東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課占用係】

「屋外広告物」とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条第1項）。

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

史跡周辺は、「文化財庭園等の周囲」、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要は、以下の通りである。

区分	禁止区域・禁止物件		主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例		許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁 止 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区*、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建築物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、大葬場、葬場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公舎等、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるものの他、別に知事が定める地域 		<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁 止 物 件	<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公共電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建築物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） <p>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 		<p>許可を受けて出せる広告物</p>

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

(平成29年6月『東京都 屋外広告物のしおり』p.2の表より抜粋)

(2) 土地所有状況・公有化の経緯

東西2箇所に分かれる史跡指定地は、いずれも公有地である。

東側指定地は、北区が公園用地として土地を取得し、史跡指定前には公有地になっていたものである。

西側指定地は、指定に至る経緯で述べたように、マンション建設に伴う事前調査中に史跡指定ならびに土地買上げの方針が決まり、公有地化が図られたものである。土地買上げに要する費用負担は国庫補助金が見込まれ、史跡指定申請書の提出前に北区土地開発公社が土地所有者から土地を先行取得した。史跡指定の翌年、区は北区土地開発公社から買戻す売買契約を結んで所有権移転し、史跡指定地は区所有地となった。買戻しに要した購入費は、史跡等買上げ（先行取得償還）事業として国庫補助金の交付を受け、10カ年で償還している。

また、追加指定地については、指定後に土地所有者から北区土地開発公社が購入し、次に区が史跡等買上げ（直接買上げ）事業として国庫補助金の交付を受け、北区土地開発公社から2カ年で買戻して区所有地になっている。

第●表 中里貝塚の調査履歴と公有化の経緯

	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚(史跡指定地) / 合計面積: 6,248.49㎡		
		A地点	B地点	J地点
		2,177.45㎡ 2-19, 2-20, 4-25	2,256.25㎡ 8-3, 8-14, 9-13, 9-14	1,814.79㎡ 8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治19年 (1886)	白井光太郎が「中里村イ塚」として『人類学会報告』に初めて報告			
明治27年頃 (1894頃)	鳥居龍蔵・佐藤傳蔵の調査			
昭和33年 (1958)	和島誠一のトレンチ調査	(和島トレンチ)		
昭和57年 (1982)	東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施(中里遺跡)			
昭和58年 (1983)	“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和59年 (1984)	東北新幹線事業に伴う本調査が終了(中里遺跡)			
平成2年 (1990)	上中里2-45(老人ホーム)と東田端2-20(東日本旅客鉄道本社ビル)の発掘調査	最大厚 約4.5m の貝層を検出		
平成8年 (1996)	北区が公園用地として取得した“上中里2丁目広場”の発掘調査 10/12、10/19: 現地説明会を開催 11/13: 天皇皇后両陛下が御見学	A地点の調査		
平成9年 (1997)	7/14: 『中里貝塚-発掘調査概報-』を発行			
平成10年 (1998)	3/2: 貝塚町会館にて地元説明会を開催 上中里2-6-9 2-8-3 2-4の確認調査	12月11日: 工事着手		
平成11年 (1999)	工場移転に伴う開発計画の事前調査(B地点)	4月1日: 広場の開園	B地点の調査	
平成11年度末			3月15日: 公有地化	
平成12年 (2000)	上中里2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13の確認調査 10/21~11/19: B地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25: 史跡のパンフレット・小冊子を発行	9月6日: 国史跡に指定		
平成13年 (2001)	1/15~3/9: B地点の暫定整備(側溝・門扉等)			
平成16年 (2004)	9/22~12/15: B地点の園路等整備(園路・散水栓等)			
平成20年 (2008)	9/10~9/30: B地点の道路段差解消(アスファルト舗装・境界標設置) 10/23~12/5: 国史跡指定10周年記念の企画展“奥東京湾の貝塚文化”を開催			
平成22年 (2010)	11/21: 企画展の会期中にシンポジウム“中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成23年 (2011)	製油工場の解体工事に伴う確認調査(J地点)			J地点の調査
平成24年 (2012)				9月19日: 追加指定 11月2日: 公有地化
平成25年 ~平成26年	9/21~3/31: J地点の史跡広場拡張整備(フェンス・擁壁・門扉・側溝・植栽)			
平成29年 (2017)	中里貝塚の『総括報告書』を刊行			
平成29年度 ~令和元年度		保存活用計画策定(予定)		

第3章 中里貝塚の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚である。縄文海進によって形成された奥東京湾から東京湾に臨む南関東一帯には、数多くの貝塚が営まれた。貝塚は立地や出土遺物（食資源の残滓などを含む）の違い、居住地か否かなどによって「ムラ貝塚」と「ハマ貝塚」という類型に区分される。中里貝塚は「ハマ貝塚」を代表する貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠の遺跡である。

都心部に残る貝塚の中里貝塚が有する本質的な価値は、概ね以下の5点に整理することができる。

貝類利用に特化した場

中里貝塚で検出された遺構は、貝層の他には木枠付土坑や焚き火址の貝類の剥き身処理に関わるものに限られ、居住施設はみられない。出土遺物は、土器や石器などの人工遺物が少なく、貝類以外の動物遺体は獣骨類が皆無、魚骨もごく微量であった。中里貝塚では狩猟活動は完全に欠落し、漁労活動も採貝以外は極めて低調であった。

このことから、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著で、「ハマ貝塚」の典型的な特徴を明示している。

専門性の高さを物語る貝塚

貝種はマガキとハマグリに限定し、しかも大型個体が選択的に採貝されている。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。マガキとハマグリの貝肉は干貝に加工されたと推定され、貝殻などの残滓は海岸線に廃棄し、貝層が形成された。また、大型個体の均質的なサイズを維持するため、生産者集団の計画的な資源管理が予測できる。

中里貝塚で組織的に行なわれたマガキとハマグリの干貝加工は、このような専門性の高さを物語っている。

国内最大規模を誇る貝層の分布範囲

中里貝塚の貝層は、東西方向に長さ700m、幅100m以上の広い範囲に分布し、貝層の中心部分の層厚は2.0~4.5mと厚い。帯状に連なる貝層の形状は、「ムラ貝塚」にみられる馬蹄形や環状とは大きく異なる。また、貝層の面積は6万㎡以上と推定され、その総体積は関東地方の最大級とされる東京湾東岸の大型貝塚と比べ、隔絶した規模を有している。その要因は、縄文時代中期中頃から後期初頭にかけて約800年間に亘る、継続期間の長さや規模の大きさによるものである。

このように、中里貝塚の貝層規模は国内で最大規模であり、他に例を見ない。

海浜部の景観を復原できる縄文貝塚

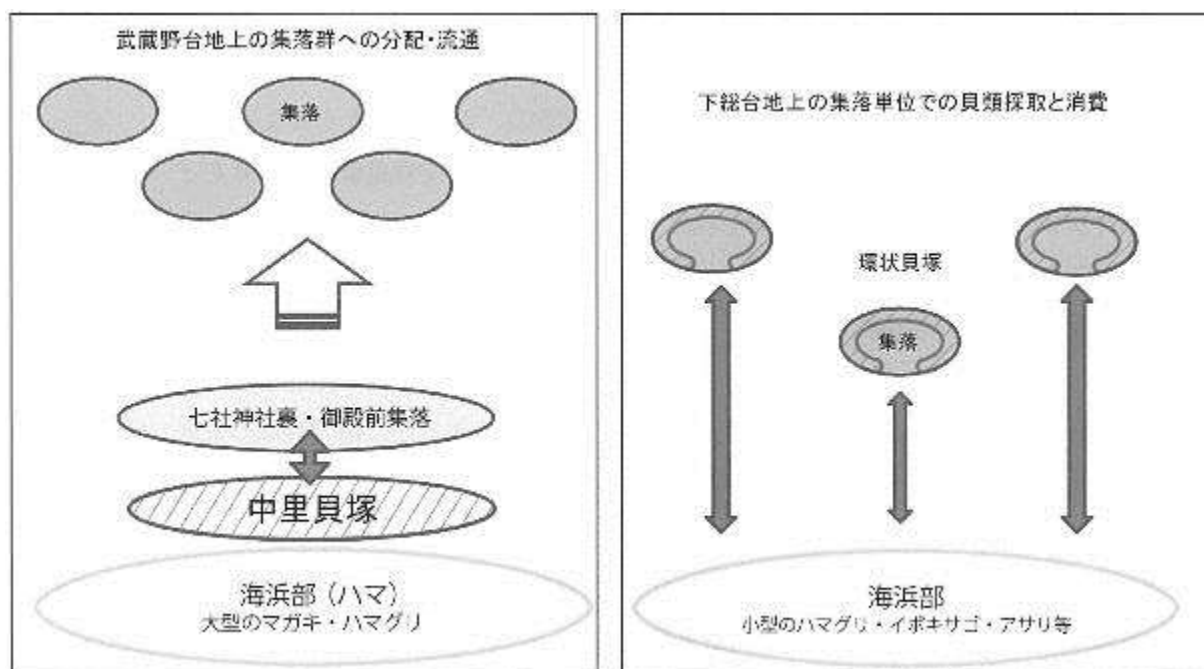
中里貝塚は、縄文時代中期の海岸線に大量のマガキとハマグリの貝殻を廃棄し続けた結果、干潟を埋め立てて形成された貝塚である。その立地は、海退が進んだ縄文時代中期に形成された田端微高地という砂洲の北西辺に面している。中里貝塚北側には内湾が広がり、マガキやハマグリが生息する泥質干潟や砂質干潟の水域環境になっていた。

中里貝塚は、各種分析を通じて当時の立地や環境を明らかにすることが可能な、多くの情報を包含する貝塚である。

内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚

中里貝塚で生産された膨大な量の干貝は、石神井川など武蔵野台地を刻む河川流域の集落遺跡群に供給されたものと考えられる。これら内陸部集落の需要の高まりと軌を一にするように、干貝の生産加工が専門的に行なわれた中里貝塚は、生産と流通の拠点となる貝塚として位置づけられる。このことから、沿岸部の漁労集団と内陸部の狩猟・採集集団は地域的な分業体制を敷き、両者の間で食料物資などを交換することで、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと推定できる。

中里貝塚は、東日本に展開した縄文時代という定住化社会において、高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す「ハマ貝塚」であり、自給自足を越えた集団間の互惠関係をもたらす縄文社会を考える上でも重要である。



第●図 武蔵野台地と下総台地の貝類利用形態の地域性

(『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 179 より引用)

第2節 本質的価値を構成する要素

史跡の指定地内に存在するそれぞれの要素は、中里貝塚の本質的価値を構成する要素とその他の諸要素の大きく2つに分類できる。本項では、発掘調査等の研究成果により明らかとなった中里貝塚の本質的価値を構成する要素について整理する。

中里貝塚の本質的価値を構成する要素としては、第一に最大厚4.5mの貝層が挙げられる(写真●:①~④)。また、貝蒸し遺構の木枠付土坑(写真●:⑤、⑥)、木道(写真●:⑦)、土坑、焼き火跡、貝層に打ち込まれた杭などの遺構に加え、作業空間としての砂堆や波食台といった地形的な要素も含まれる。さらに、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物なども本質的価値を構成する要素といえる。



写真● 本質的価値を構成する要素

第3節 その他の諸要素

史跡指定地内には、中里貝塚の本質的価値を構成する要素以外に、縄文時代以降、現代までに付加されてきた価値、及びそれらを構成する諸要素として、以下のようなものが挙げられる。

現代までに付加されてきた価値

■学校教育や地域学習の場としての価値

- ・中里貝塚に関する学校教育や地域学習の機会として、小中学校などの団体見学がある。主に北区飛鳥山博物館で展示されている剥ぎ取り標本を用いた解説などを実施しているが、現地を訪れる「北区文化財めぐり」等のまちあるきルートや歴史散策コースの一拠点としても利用されている。
- ・過年度の発掘調査やシンポジウムにおいては、現地説明会などを開催し、実物の貝層を間近で見学することで、史跡を体感する場として活用されている。

■地域コミュニティの拠点としての価値

- ・暫定整備されている中里貝塚史跡広場では、地元の「中里貝塚史跡広場管理委員会」により清掃等の維持管理が実施されており、広場内の花壇の手入れなども含め、地域コミュニティの交流の場として活用されている。
- ・史跡広場は近隣の子供たちの遊び場や高齢者の散歩コースとしても定着しており、地域住民が「みんなで使える空間」という認識を持ち、心の拠り所にもなっている。

現代までに付加されてきた価値を構成する諸要素

■史跡の保護に有効な要素

- ・史跡標柱、史跡の解説板、境界標

■史跡の保存活用に有効な要素

- ・住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽

■史跡保護のために調整が必要な要素

- ・公園の看板、町会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽(地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など)



第●図 その他の諸要素：写真位置図



写真● その他の諸要素（中里貝塚史跡広場）



⑤防災倉庫



⑨屋外卓、高木



⑥ベンチ



⑩トイレ、水飲み台



⑦解説板、時計



⑪史跡標柱



②解説板(拡大)



⑩解説板、公園灯



⑧金網柵、防球ネット



⑩解説板(拡大)

写真● その他の諸要素 (上中里2丁目広場)

第4節 指定地の周辺地域を構成する諸要素

現在の2箇所の史跡指定地は、東西方向に長さ700m、幅100m以上の範囲に広がる中里貝塚の一部が指定されている状況となっており、その貝層は史跡指定地の外にも続いている。また、指定地の周辺には、中里貝塚が形成された当時の地形を示す微高地や、中里貝塚に関する遺跡等が分布しており、当時の姿を理解する上で重要な要素となっている。



第●図 指定地の周辺地域を構成する諸要素



写真● 七社神社裏貝塚



写真● 西ヶ原貝塚

第5節 史跡を構成する諸要素の概要

(1) 史跡指定地内

①本質的価値を構成する要素	最大厚 4.5m の貝層、木道、土坑、焚き火跡、貝層に打ち込まれた杭、作業空間としての砂堆(木枠付土坑を含む)、波食台地形、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物
②その他の諸要素	
②-1. 本質的価値に密接に関わる要素	史跡の保護に有効な要素 史跡標柱、史跡の解説板、境界標
②-2. それ以外の要素	<p>史跡の保存活用に有効な要素 住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽</p> <p>史跡保護のために調整が必要な要素 公園の看板、町会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽(地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など)</p>

(2) 史跡指定地外

①本質的価値を構成する要素	最大で長さ 700m、幅 100m に広がる貝層、作業空間としての砂堆、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物
②本質的価値に準ずる要素	江戸前期～明治期の貝殻を材料とした産業(胡粉・焼石灰)、古代に遡るとみられる道路、中世板碑、古墳(人物埴輪・刀子・玉類)
③その他の諸要素	
③-1. 本質的価値に密接に関わる要素	中里貝塚の当時の姿を理解する上で重要な要素 中里遺跡(丸木舟、集石遺構など)、高台の集落(七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡など)、当時の活動の場を想起させる地形(田端微高地、飛鳥山微高地)
③-2. それ以外の要素	史跡保護のために調整が必要な要素 中里貝塚に広がる宅地、道路、鉄道敷地など

第4章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

現状

■史跡指定地の公有地化は完了している。

- ・上中里2丁目広場（A地点）は、公園用地として国鉄清算事業団より購入している。
- ・史跡広場（B・J地点）は、指定後の先行取得買上げ（B地点）と、追加指定後の直接買上げ（J地点）。

■指定地内の地下遺構は、適切に保護されている。

- ・上中里2丁目広場（A地点）は、史跡指定前に公園整備されたが、施工時には盛土をして遺構面を保全している。また、トイレ設置箇所は、もともと工場跡で攪乱されていた箇所を選定して施工している。
- ・史跡広場（B・J地点）も盛土施工して遺構面を保全している。

■指定地周辺は「中里遺跡」として周知され、地下遺構の保全が図られている。

- ・住宅建築等の開発行為を行う場合は、届出が義務付けられている。その際には、地下遺構について説明し、遺構を損壊しないよう協力を求めている。これまで貝塚の損壊に至ったケースはない。
- ・指定地周辺は住宅地であり、地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響する開発行為は、ほぼない。
- ・指定地周辺は軟弱地盤のため、建築の際に地盤改良が必要な場合が多い。地盤改良では、掘削が1.0m以上に及ぶ表層改良や口径が60cmの柱状改良など、平面積が大きくなるような工法は避け、口径が15cm未満の鋼管杭等を採用してもらい、損壊範囲を最小限（建築面積の1.0%以下）に止めるよう協力をいただいている。

課題

■中里貝塚は、JR尾久操車場構内から住宅地にかけて広範囲に分布しており、現在の史跡指定地は、その内の部分的なものとなっている。

■密集する住宅地の中で史跡指定地は2カ所に分かれており、貝塚の全体像を復原することが難しい。

■上中里2丁目広場（A地点）は、史跡としての景観の創出は実施できていない。

第2節 活用の現状と課題

現状

■史跡に関するパンフレット（2冊）やリーフレット（1冊）、史跡を巡るガイドマップを作成し、博物館等で配布している。



第●図 史跡のパフレットなど



写真● 北区遺跡学講座「中里貝塚」



写真● 出張授業（中学校）



写真● 出張授業（小学校）



写真● 博物館見学（団体受け入れ）

- 毎年、小学生等の博物館見学の団体受け入れを実施している。
- 上中里2丁目広場（A地点）は、隣接する幼稚園の親子が待ち合わせ場所とするなど、一般的な公園としても利用されている。
- 史跡広場（B・J地点）は、子供たちの遊び場や町会の行事開催、高齢者の散歩コースとして定着している。
- 節目の年に、史跡の企画展やシンポジウムを開催した。
 - ・平成22年（2010）に秋期企画展「奥東京湾の貝塚文化ー中里貝塚とその時代ー」を開催し、会期中の11月21日に記念シンポジウム「中里貝塚と縄文社会」を実施した。
- 指定地となっている箇所発掘調査の際には、現地見学会や地元説明会を実施した。
- 平成28～29年度にかけて、調査成果を網羅した『史跡 中里貝塚 総括報告書』を作成した。



写真● 国史跡指定10周年記念の秋期企画展の様子



写真● 企画展記念シンポジウムの様子



写真● 発掘現場の現地見学会（中学生）

課題

- パンフレット等の紙媒体によるイメージ図だけだと、一般の人には伝わりにくいため、立体模型や3次元映像を利用するなど、見せ方を工夫する必要がある。
- 史跡の認知度が低いことから、特に、子ども達が史跡について学べる機会を増やし、より積極的に史跡に関して情報発信する必要がある。
- 史跡ガイドツアーとして定着していない。
- 史跡が潜在的に持っている価値を十分に活かせていない。

潜在的価値

まちづくり・地域振興・防災の拠点としての価値

中里貝塚の周辺には、史跡に関連する遺跡や北区を代表する名所旧跡が点在しており、北区の歴史文化を学ぶための一拠点として、積極的な利用が望まれる。また、2箇所の史跡指定地は、住宅密集地に位置する数少ないオープンスペースであり、防災面での機能も期待されている。

平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災の際には、避難場所として指定されていない状況ではあったが、史跡広場に一時的に近隣住民が集まり、お互いに声を掛け合ったという報告もあるため、災害時の一次避難所としての存在意義も高いと思われる。

郷土に対する誇りを醸成する核としての価値

中里貝塚をひとつの核として、その歴史的な価値を学ぶことで、自分が住んでいる地域をより深く知ることができ、郷土への愛着心や誇りの醸成に繋がることが期待される。また、地域の人々が中里貝塚の存在を日常的に意識できると、区外の人々に対しても積極的に地域の魅力を情報発信することが可能になると考えられる。

第3節 整備の現状と課題

現状

- 北区飛鳥山博物館で剥ぎ取り標本や出土遺物等を展示・収蔵している。
- 指定地内に関して、上中里2丁目広場(A地点)は遊び場として史跡指定前に整備され、史跡広場(B・J地点)は指定後に芝生広場という形で暫定整備されている。
- 2箇所の指定地にはそれぞれ、史跡標柱や史跡の解説板を設置している。

課題

- 現地で国内最大規模を誇る貝層を体感できることが望ましいが、低地に位置しているため地下水位が高く、常時、貝層を露出展示させることは難しい。
- 史跡広場(B・J地点)は暫定整備ということもあり、現地で史跡について学んだり、地域学習の場になっていない。
- 史跡の回遊ルートの要所(最寄り駅など)に、案内板や誘導標識がない。
- ベンチや日除けなどの便益施設が不足している。



写真● 博物館の常設展示（剥ぎ取り標本）



写真● 上中里2丁目広場（A地点）



写真● 史跡広場（B・J地点）

第4節 運営・体制の現状と課題

現状

■上中里2丁目広場と史跡広場は、地元団体等と協働で管理している。

- ・上中里2丁目広場の管理主体は道路公園課で、施錠は「上中里貝塚町会」に委託している。
（開園時間：4～9月は9～18時 / 10～3月は9～17時）また、清掃等はシルバー人材センターに委託している。
- ・史跡広場の管理主体は教育委員会で、施錠や清掃等は「中里貝塚史跡広場管理委員会」に委託している。（開園時間：4～8月は9～18時 / 9～3月は9時～16時30分）

課題

- 維持管理体制の連携強化や地元との協働、次世代を担う人材育成などが必要となる。
- 確認調査を含めた史跡の調査研究体制の充実や、史跡整備の専門職員の配置などを検討する必要がある。

第5章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）

中里貝塚の保存活用は、北区の長期総合計画である『北区基本計画 2015』を具現化するための1つの施策として位置づけられる。また『北区教育ビジョン 2015』においては、推進計画の中で史跡整備事業について触れており（p. ●「第1章 保存活用計画策定の沿革・目的（5）他の計画との関係」）、これらの関連計画等との整合性を図りながら、中里貝塚の本質的価値を適正に保存・継承し、まちづくりの核としてその価値を顕在化することが必要である。

また、現在策定中の『北区基本計画 2020』及び『北区教育ビジョン 2020』でも検討を進めている。これらを踏まえて、中里貝塚の保存活用の基本方針（大綱）を以下のように設定する。

史跡中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠な遺跡であるとして、平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定された。最大で4.5mの厚さの貝層は全国的に見ても希少で、貝層とともに検出された貝処理施設である木柁付土坑などの遺構は、当時の食文化等を知る重要な情報源となっている。

これらの貴重な歴史文化遺産・地域文化遺産は、現代に生きる人々のみならず、将来の人々にとっても大切な遺跡であるため、遺跡が持つ価値を地域の人々に広く周知し、ともに守り、継承していく必要がある。

そのために、地域住民とともに、遺跡の価値を共有し、史跡に対する共通認識をもった上で、それらの情報を適切に発信することで、人々の積極的な保存・活用への参画を目指す。そして、中里貝塚を拠点として子どもから大人までが集い、学び、ふれあう場として活用を図り、地域の絆を深めるための1つの資源として捉えることも重要となる。

史跡の効果的な活用にあたっては、その本質的価値を一般の人にも分かりやすいように示すための環境整備も欠かせないことから、現地で史跡について学んだり、情報を発信したりするための施設整備も検討する。

さらに、史跡の保存活用の円滑な推進していくために、ソフト面・ハード面の運営を支える“人づくり”を段階的に推し進め、持続的な体制構築を図ることとする。



第●図 『北区基本計画 2015』

(1) 保存管理の方針

国内最大規模を誇る縄文貝塚を 守り、伝える

－ 史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する－

中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「専門性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存・継承するためには、史跡指定地だけでなく、周辺地域の保存管理の方針も明示する必要がある。また、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査・継続調査も必要である。そして、今後の調査によって史跡の価値に関わる重要な遺構等が発見された場合の取扱についても検討する必要がある。

(2) 活用の方針

貝塚を拠点とした縄文時代の社会構造とともに 学び、活かす

－ 地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す－

中里貝塚の2箇所の指定地を、一般の人にも理解しやすい総合的な学習の場として活用できるようになると、地域住民等の史跡への理解が深まり、まちづくりの核として主体的に取り組むことが期待される。そして中里貝塚を拠点にして地域の「ヒト」「モノ」「コト」をつなぎ、様々な交流を促すことで創出される地域振興の側面も重要となる。ただし現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されているため、区民の憩いの場や災害時の一時避難場所等としての活用が継続できるよう配慮する必要がある。

(3) 整備の方針

特徴的なハマ貝塚の価値を 感じ、高める

－ 史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝層を実感できるような環境整備を目指す－

中里貝塚の本質的価値は、ほぼ全てが地下に埋もれた状態であるため、それらの価値を顕在化し、あらゆる世代の人々に分かりやすく発信する必要がある。また、国内最大規模の縄文貝塚を「体感」できるような整備を目指しつつも、史跡の価値を損なうことのないように地下遺構の適切な保護措置を講じることも重要である。なお、過年度の調査範囲は中里貝塚全体から見るとごく一部である点や、指定地が2箇所に分かれている点から、今後の追加調査や追加指定も見据え、段階的な整備内容を検討する必要がある。

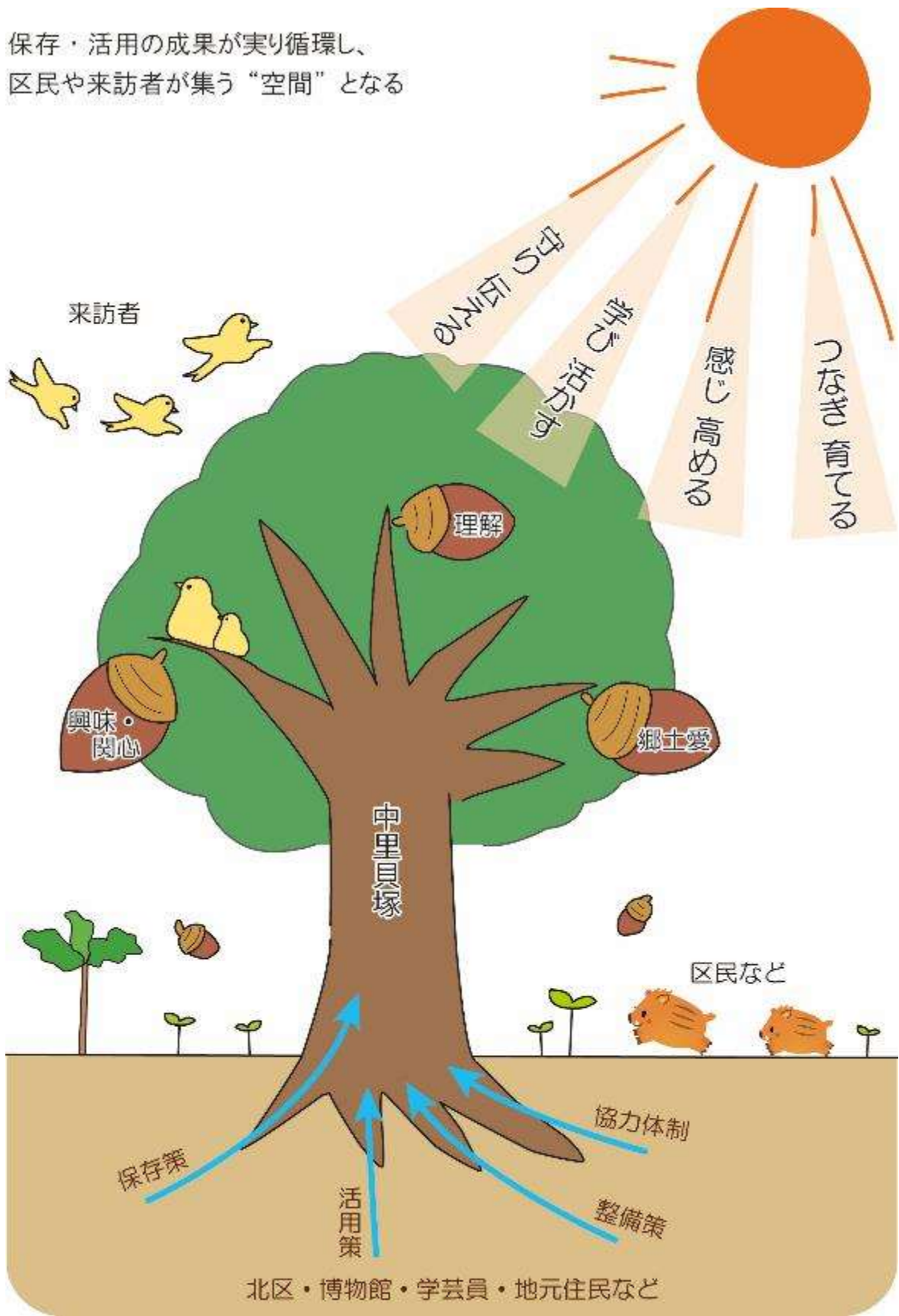
(4) 運営・体制の方針

地域に根ざした史跡と人々をつなぎ、育てる

－ 調査研究の推進や保存管理体制の充実、及び関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る－

中里貝塚の保存活用が適切な形で行われ、その成果が循環し続けるためには、様々な活動を支える安定した運営体制と人材が必要不可欠である。専門職員（学芸員）の配置及び技術向上とともに、担い手の確保や円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る必要がある。

保存・活用の成果が実り循環し、
区民や来訪者が集う“空間”となる



第●図 中里貝塚の保存活用の考え方

第6章 保存管理計画

第1節 保存管理の方向性

史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するために必要な取扱基準等を定める。

中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「専門性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存し、後世へ継承するためには、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査や周辺の関連遺跡等を含めた継続的な調査も必要となる。よって、史跡を構成する要素の分布や地下遺構の性格、現在の土地利用状況などをもとに、指定地及び周辺地域を以下のとおり地区区分し、その区分ごとに取扱基準を定める。

第2節 保存管理の方法

第3章で整理した史跡の本質的価値と諸要素の分類、及び土地利用状況を踏まえ、史跡指定地とその周辺地域を5つに地区区分し、各地区に対応した現状変更などの取扱基準を定めて保存管理を進めるものとする。

A区

国史跡となっている2箇所の指定地が該当し、西側の「中里貝塚史跡広場」と東側の「上中里2丁目広場」に分かれている。当該地区は公有地化が終了しており、加えて指定地内に存在する工作物は、史跡標柱や解説板、資材庫、花壇等であることから、地下遺構に影響を与えるような開発行為のおそれはない。よって、引き続き地下遺構の適切な保全を継続するものとする。

ただし、上中里2丁目広場に設置されているトイレや防火水槽などの補修にあたっては、その範囲や地下深度に留意する必要があるため、北区教育委員会と事前に協議を行うものとする。

B区

2箇所の史跡指定地に挟まれた範囲で、貝層中心部に位置している。B区は過去の住宅建設の際に実施した確認調査においても貝層が良好な状態で検出された箇所が多く、貝層の広がりが見込まれることから、積極的に地下遺構の保全を図る必要がある。また、史跡の一体的な保存活用が望ましいことから、“保護を要する範囲”として必要に応じて追加指定を行っていくものとする。ただしB区は地域住民の生活と密接に関わるため、追加指定後も現状の土地利用を維持することを基本とし、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。

なお、地下遺構に影響を与えるような開発行為等が計画され、貝塚の保全が図れない場合に限り公有地化も視野に史跡の保護を優先する。

C区

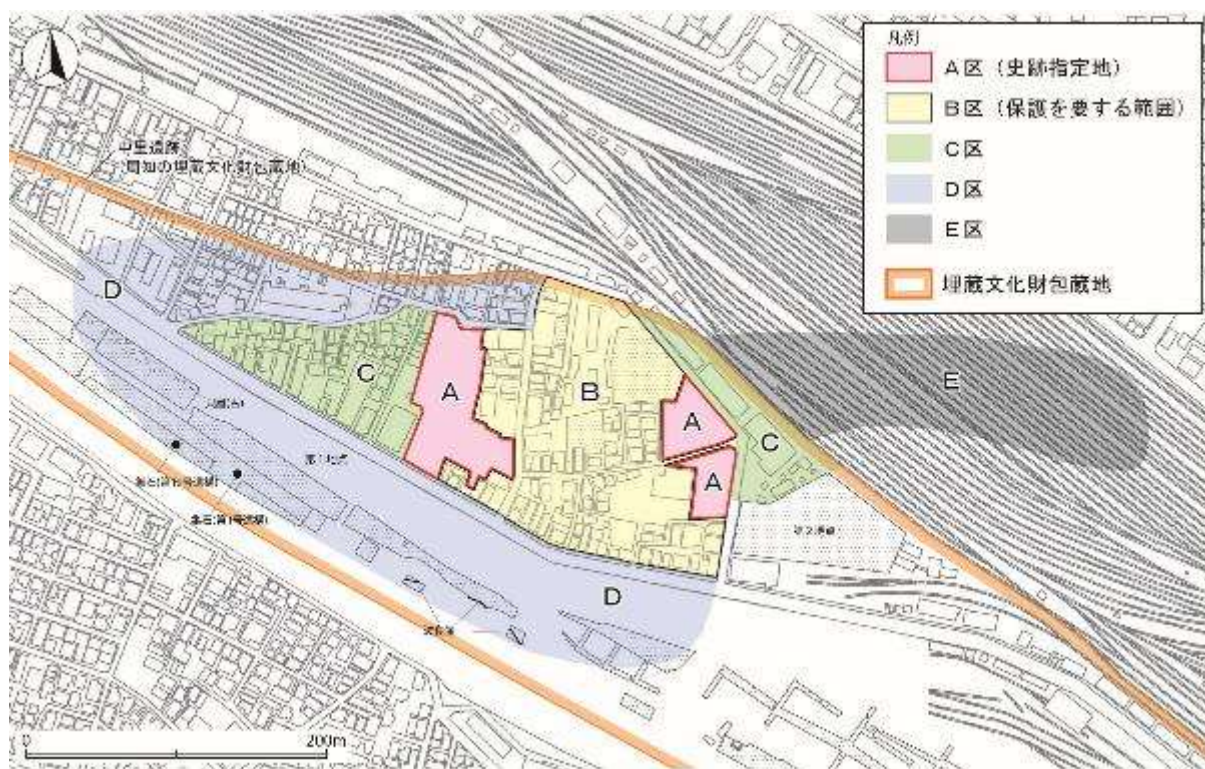
史跡指定地のA区に隣接する範囲であるが、貝層中心部の外側に位置する。C区は、B区と比較すると貝層の堆積が薄くなることから、保護を要する範囲に準ずる地区として位置づけ、開発と史跡保護を両立させる区域とし、確認調査等において重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野に、その保護を図るものとする。また、B区と同様に地域住民の生活と密接に関わるため、地元との協働によって史跡の適切な保全を推進する。

D区

貝層の中心部分からやや離れ、貝層の堆積や遺構の密度が薄くなっていく範囲である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、貝層や遺構等の存在が想定される範囲でもあり、可能な限り地下遺構の適切な保全を図る。

E区

埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲となっている。中里貝塚の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組み、地下遺構の状況把握に努めることとする。



第●図 地区区分図

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地内（A区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法（第125条）により、文化庁長官の許可が必要となる。史跡の本質的価値を保存するために、先述した地区ごとの取扱い方針をもとに現状変更等の取扱基準を以下のように設定する。

（1）基本原則

史跡の調査研究や保存活用などの史跡整備に関連する現状変更以外は、原則として認めない。史跡の調査研究や保存活用などを目的とした現状変更を許可する場合の条件として、以下の3点が挙げられる。

- ① 地下遺構を損傷しないこと
- ② 史跡景観や周辺環境に配慮すること
- ③ 史跡の本質的価値の維持向上に資する内容であること

（2）現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、北区教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

①文化庁の許可が必要なもの

- ・建築物の増改築、除去、新築など
- ・工作物等の改修、除去、新設など
- ・土地の形状変更を伴う行為（掘削、盛土、切土、地盤改良など）
- ・史跡景観や地下遺構に影響を及ぼす行為（樹木の抜根など）

②北区教育委員会の許可が必要なもの

- ・史跡の保存活用に資する催事開催における仮設工作物等の新設、改修、除去（仮設テントなど）
- ・土地の形状変更を伴わない既設工作物等の補修（園路、側溝、フェンスなど）
- ・抜根を伴わない樹木の伐採

③現状変更の許可申請が不要なもの

- ・日常的な維持管理行為や軽微な補修など
〈具体例〉広場の清掃や草刈り、樹木の剪定、花壇の植え替え、説明板や外灯などの既設工作物の保守点検、トイレなどの建築物の外壁塗装や内装の修繕
- ・非常災害時の応急的措置（災害発生前の予防措置、被害拡大を抑えるための応急措置など）

第●表 史跡指定地内の現状変更等の取扱基準（A区）

項目		地区区分	A区 (現況：広場)	取扱方針
現 状 変 更 内 容	建築物 (トイレ、 倉庫など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		増改築	△	・増改築は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新築	△	・史跡の保存活用に必要な環境整備として、四阿等の休息施設やトイレ、便益施設等の小規模施設のみ認める。
	工作物 (説明板、 フェンス、 電柱など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		改修・更新	△	・改修等は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・史跡の本質的価値と関連のない要素については除去を検討する。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新設	△	・史跡の保存活用に資する場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
	地下埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。 ・新設に関しては、史跡の保存活用に資するものは認める。
	地形	造成、地盤 改良など	×	・地形の大幅な改変は原則として認めない。
植栽	高木、中低 木、地被	△	・新たな植樹は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。 ・支障木の伐採は、遺構への影響が最小限となるよう配慮して行う。	
発掘調査 (確認調査)			○	・史跡の保存活用のために必要な調査については、目的を明確にした上で適切な範囲で認める。

第4節 指定地外の保存管理の方法

史跡指定地外のB～E区については、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」(北区No.30)として周知されている範囲内に位置することから、基本的に文化財保護法(第93・94条)の届出等によって、その保存を図ることとする。特に、貝層中心部が位置する“保護を要する範囲”のB区においては、中里貝塚の一体的な保存活用に向けて地元と協働し、史跡の適切な保全を推進していく。

B区の取扱基準

B区は、史跡指定地に挟まれた範囲であり、これまでの確認調査等の成果によって、貝層や浜辺の作業空間などが地下に良好な状態で保全されていることが想定できる範囲にあたる。また、貝塚の中心部に位置しており、地下遺構を積極的に保護することが望ましいことから、開発行為等については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

第●表 史跡指定地外における取扱基準 (B区)

項目	地区区分		B区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
	建築物	その他		
開発等の内容	建築物	増改築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、建替え等は可能である。
		除去	○	
		新築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、新築は可能である。
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
発掘調査(確認調査)		○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。	

C区の取扱基準

C区は、史跡指定地に隣接する範囲であり、B区に準ずる地区として、地下遺構に配慮する必要があることから、開発行為については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

第●表 史跡指定地外における取扱基準（C区）

項目		地区区分	C区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・地下遺構に大きな影響を及ぼさない工法を原則とする。
		除去		
		新築		
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。	
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

D区の取扱基準

D区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲として、文化財保護法（第93・94条）の届出等により、地下遺構の保全を図ることを基本原則とする。

第●表 史跡指定地外における取扱基準（D区）

項目		地区区分	D区 (現況：宅地・道路 JR敷地)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・開発行為や宅地の改修および地下遺構に大きな影響を与える行為等の土木工事を行なう場合は、文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡保護の観点を踏まえた協議を実施する。
		除去		
		新築		
	道路		○	
	地下埋設物		○	
	地形	造成、地盤改良など	○	
植栽	高木、中低木、地被	○		
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

E 区の取扱基準

E 区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外となっているが、その全域が尾久操車場の区域内に位置しているため、地下遺構に影響を及ぼすような開発行為等のおそれはほぼない。よって、現状維持を基本原則とするが、改修工事等の際には北区教育委員会と事前協議を行い、史跡と一体となった貝層範囲の確定に向けて、地下遺構の状況把握に努めることとする。

第 5 節 追加指定の考え方

中里貝塚の貝層分布の推定範囲は、東西方向に長さ 700m、幅 100m 以上に亘るが、都市部の住宅密集地に所在していることもあり、史跡として指定されている A 区は、その貝層の一部となっている。そして、指定地外に広がる貝層範囲の大部分は、周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」に含まれており、住宅建築等の開発行為の際には文化財保護法第 93 条に基づく届出が義務付けられ、地下遺構の保全が図られるよう指導している。また、立地が沖積地上にあるため、地下室等の地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響を及ぼす開発行為もほぼない。

このような遺構の保存状況や現在の土地利用状況等を踏まえ、将来に亘って史跡の一体的な保存活用を図るため、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分な協議を行った上で、貝層の中心部にあたる“保護を要する範囲”の B 区を軸に、追加指定を検討する。

C 区は、「(2) 保存管理の方法」の項目で述べたように、B 区よりも貝層の堆積が薄いことから、開発と史跡保護を両立させる区域として扱い、確認調査等において重要な遺構が発見された場合に限り、追加指定の必要性について協議を行うこととする。

第7章 活用計画

第1節 活用の方向性

「中里貝塚が織りなすコミュニティ - 史跡がつなぐモノ・コト・ヒト -」

中里貝塚は比較的まとまった規模の発掘調査が終了した後、2箇所が指定地として暫定整備されている。これまで史跡見学会や展示会等を実施し、史跡の本質的価値に関する情報発信を行ってきた。今後も継続的な調査・研究を踏まえた情報発信や、生涯学習・学校教育における活用、区民との協働による、様々な事業の展開等を通して、本質的価値の普及啓発を行ない、史跡を確かな形で保護していくための気運の醸成を図っていく。

また中里貝塚形成の背景には、生産地と消費地といった複数のコミュニティ同士の密接なつながりがあったことが想定される。過去のみならず、現在そして未来においても、中里貝塚が地域の「モノ（文化財）」や「コト（情報）」、「ヒト（区民を中心とするすべての人）」をつなぐことで、地域コミュニティの維持や発展につながるような活用を積極的に進めていく。



第2節 活用の方法

中里貝塚については第4章第2節で挙げたように、これまでに厚さ4.5mの貝層剥ぎ取り標本を展示する北区飛鳥山博物館を活用の拠点に据え、展示や講座・講演会等を通して、研究成果の発信を行なってきた。

今後はそれらに加え、現地での活動も積極的に展開していく。そして区民や地元団体、近隣の教育機関、区内の関係諸機関などと協力・連携体制を整え、史跡の本質的価値を顕在化し、一般の人にも理解しやすく、わかりやすい形での活用を図ることとする。

なお現地は現在、暫定整備の状態である。今後、様々な活動に応えうる施設整備の検討も行ないながら、「歴史的・文化的資源としての活用」「まちづくりの核および観光資源としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱として、織物を織り上げるように中里貝塚において実効性のある活用を推進していく。

歴史的・文化的資源としての活用

中里貝塚の本質的価値や魅力を伝え、深い理解へと導くために積極的な情報発信を行なう。そして中里貝塚が、様々な場面において学びの核となるよう促す。

■ 史跡の価値・魅力の発信

- ・ 郷土史および縄文時代研究の更なる発展に資するため、継続的な調査や研究とともに、縄文遺跡のある各地の自治体や研究機関等との情報交換を密に行なう。
- ・ 史跡の価値や魅力の周知、また自発的学習の促進のため、普及冊子の発行や区内諸施設を利用した展示会・講座・講演会、見学会などの普及活動を行なう。
- ・ 現地で史跡の本質的価値が体感できるよう、貝層や貝蒸し遺構などの実物資料の展示方法を検討する。併せてVRやARといったデジタル機器を駆使し、貝塚の規模や往時の環境等を追体験する方法についても検討する。
- ・ 干し貝作りや縄文スープ作りといった中里貝塚にまつわる「食」を体感するプログラム作りを進める。

■ 生涯学習での活用

- ・ 中里貝塚をひとつの核として地域の歴史を学ぶことができるよう、北区飛鳥山博物館を拠点とした博物館活動を通して、あらゆる世代に向けた資料や情報の提供を行なう。
- ・ 中里貝塚を契機とし、区民が自ら学ぶ楽しみが感じられる取り組みとして、継続的な調査への参加方法や自主学習・ボランティアグループ等の体制づくりを検討する。

■ 学校教育での活用

- ・ 次世代を担う子ども達が史跡に触れ、深く理解する機会を増やすため、出張授業や普及冊子の配布などを通して、学校教育で活用できる素材を提供する。
- ・ 子ども達が身近にある史跡の活用に対して、より主体的に携われるよう、教育機関と連携して、整備の前段階からの参画方法を検討する。

まちづくりの核および観光資源としての活用

史跡の価値を高めるとともに、地域住民の「いきがい」や「やりがい」を喚起し、地域の連携をより強固なものとする活用を目指す。また史跡の魅力発信が北区全体の活性化につながるよう、観光面も意識した史跡の活用を検討する。

■地域の連携強化のための活用

- ・見学会や体験プログラムの企画や運営を、区民ボランティアとの協働で行なう。それらの中では地域住民と来訪者との交流の活発化を積極的に図ることとし、史跡を地域の宝と捉える気運を高めることにより、保護意識の更なる向上を目指す。
- ・将来の世代においても良好な活用を継続させるため、庁内組織や区民との協働で、史跡の人的な維持管理体制を創案する。

■にぎわい創出のための活用

- ・旧古河氏庭園〔名勝〕や西ヶ原一里塚〔史跡〕、旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）〔重要文化財〕などといった、中里貝塚の近隣に点在する文化財をつなぎ、一体化した情報発信を行なう。そのことにより新たな来訪者を史跡へと誘導し、その存在や価値、魅力の再発見を促す。
- ・区内企業や商店等との協働で、中里貝塚を特徴づける要素を題材とした特産品の開発や販売を行ない、史跡への注目度を高める。

住宅街のオープンスペースとしての活用

現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されている。地域住民の憩いの場やふれあいの場、および災害時の一時避難場所としての活用も継続させるため、他の取り組みとの調整を図る。

■絆づくりの舞台としての活用

- ・地域住民が一定時間滞留し、憩い、触れ合える場とするため、トイレやベンチ、四阿といった便益施設の設置を検討する。

■一時避難場所としての活用

- ・災害等の緊急時に多くの人々が一時的に集まれるようにするため、オープンスペースを維持しながらの史跡の活用を検討する。
- ・緊急時のスムーズな活用のため、地域住民と協働で史跡指定地の維持管理や運営を進める。

第8章 整備計画

第1節 整備の方向性

中里貝塚の整備にあたっては、現在の指定地を中心に適宜、北区飛鳥山博物館とつなぎながら、周知と体感を軸に史跡の本質的価値を顕在化させる。そしてあらゆる世代の人々に分かりやすく、国内最大規模の縄文貝塚が感じられるような整備を図ることとする。

なおこれまでに確認調査した範囲は、全体の規模からするとごく一部であることに加え、指定地は大きく2箇所に分かれている。整備内容は、今後の追加調査や追加指定も見据えながら検討していくこととする。また指定地周辺は住宅地であるため、住民生活に十分に配慮しつつ、史跡の価値を高められるような整備を目指す。

本質的価値を周知するための整備

中里貝塚の調査・研究成果の発信を充実させることは、史跡に対する理解を深め、その保護を確かなものとさせる。中里貝塚を知り、区民が主体となって、確かな形で史跡を未来に伝えられるような整備を行なう。

本質的価値を体感するための整備

現在の史跡指定地は暫定整備ということもあり、現地で貝塚を体感することは難しい。しかし中里貝塚を特徴づける要素は、現地を訪れ、史跡の立地環境や広がりを感じることこそ、より深い理解につながるものである。現地で史跡の本質的価値が体感できるような整備を行なう。



(中里貝塚貝層剥ぎ取り標本)



(中里遺跡出土丸木舟)



第●図 北区飛鳥山博物館 常設展示室
(縄文時代に関する展示「縄文人の暮らし」コーナー)

第2節 整備の方法

現在の史跡指定地は2箇所に分かれているが、これらは一体的に整備することが望ましい。両所での整備を段階的に行なっていく、既存の北区飛鳥山博物館とあわせて、第7章に挙げた種々の活用に資する場とする。

史跡指定地のゾーニングは、それぞれの遺構の内容および遺存状況を踏まえ、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、そして上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」として整備する。

またこれらの活動を補完する施設として、北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」として位置付けるが、現地での総合的な展示や研究、各種活動の拠点として、指定地外の適地におけるガイダンス施設の検討も続ける。

体験エリア（ワークショップの浜辺）／中里貝塚史跡広場

説明板、史跡標柱、体験広場、多目的広場、便益施設など

〈活用例〉中里貝塚の「食」に関する体験プログラム会場
絆づくりや災害時の一時避難の場所

見学エリア（フィールドワークの浜辺）／上中里2丁目広場

説明板、史跡標柱、実物資料の展示ないしはデジタル機器のガイドステーションなど

〈活用例〉本質的価値の見学拠点

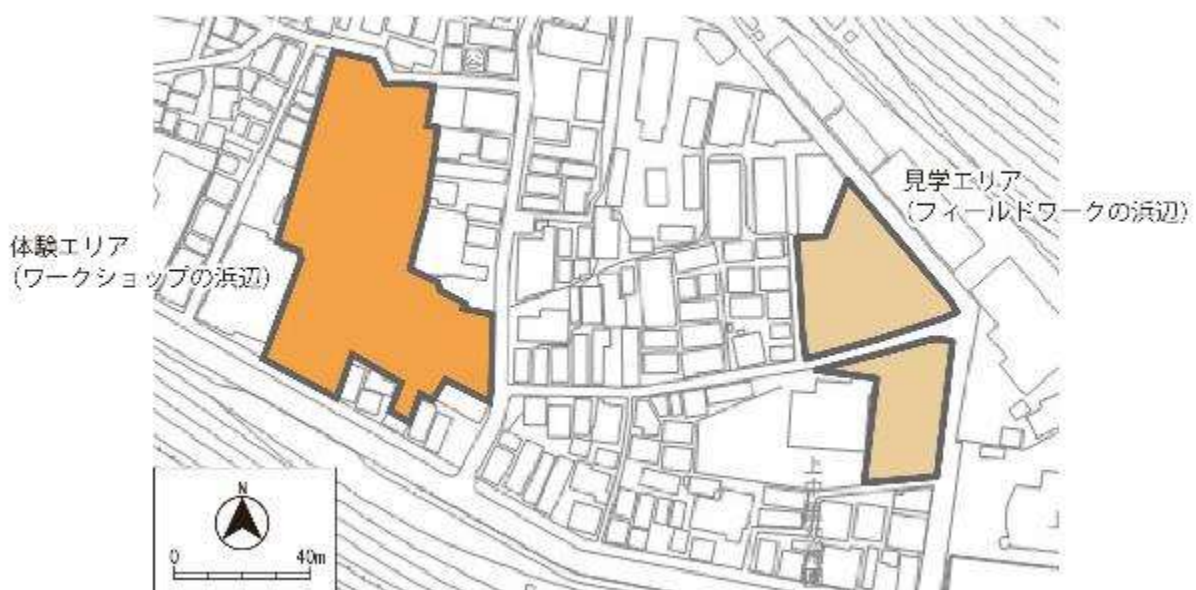
研究エリア（学びのムラ）／北区飛鳥山博物館

展示施設、関連図書の収蔵・公開施設、レファレンス施設、駐車場など

〈活用例〉史跡の価値・魅力の発信拠点

生涯学習や学校教育の拠点

ボランティア・自主学習グループの活動拠点、人材育成拠点



第●図 史跡指定地のゾーニング（イメージ図）

第3節 事業計画

整備は、その内容に応じて「短期的整備」「中・長期的整備」に分けて行なう。なお施策の実施計画全体については、第10章にて述べる。

(1) 短期的な整備（令和2年度～5年度）

現地で貝層などを見ることができないことから、短期的な整備としては、貝塚の規模や往時の環境、中里貝塚での採貝活動が体感できるような、AR・VRといったデジタル機器を駆使したプログラムの導入を図る。整備した史跡指定地への誘導をスムーズなものとするため、地域住民と調整を図りながら、見学ルートの設定を行なう。そして教育機関と協力して、史跡紹介や動線を記した看板等の製作・設置を行なう。

また、学校教育や現地での学習機会の提供を見据えた諸活動時の利便性を高めるとともに、人々が集い、魅力のある「遺跡公園」とするため、新たな公園整備の一環として、中里貝塚史跡広場においてトイレやベンチ、四阿といった便益施設の整備を図る。

(2) 中・長期的な整備（令和6年度～）

引き続き、様々な普及啓発活動を行ないながら、上中里2丁目広場における整備の検討を進め、見学エリアとしての機能強化を目指す。そして現地で貝層や貝蒸し遺構などの実物資料が見学できる方法を検討し、実物資料の野外展示の実現化を目指す。

また、現地を歩いて貝塚の規模が体感できる仕掛けづくり、および指定地外の適地におけるガイダンス施設等の検討を進める。

第9章 運営・体制の整備

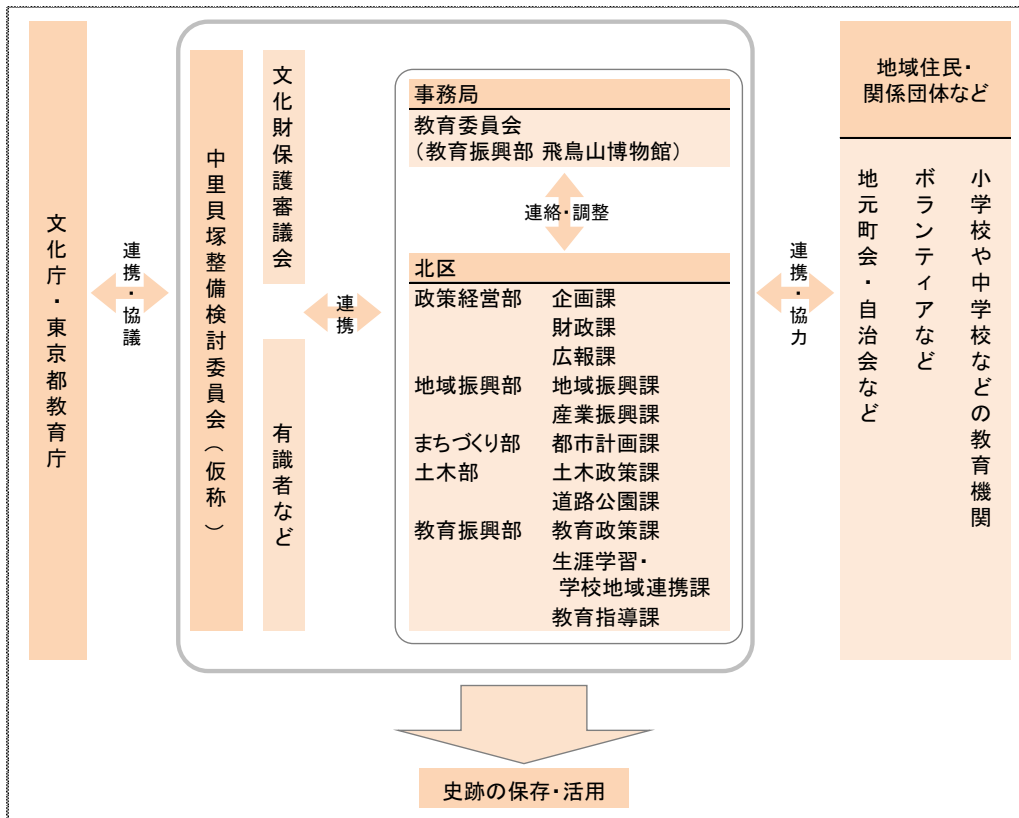
第1節 運営・体制の方向性

中里貝塚の保存管理及び整備活用事業を推進するために、運営体制の拡充を図る。安定した運営体制を維持するためには、地域住民や関係団体との協力・連携が不可欠である。さらに国や東京都、北区の関係部局、教育機関や専門家等と密に情報共有を行うことで、史跡を活かしたまちづくりの実現を目指す。

第2節 運営・体制の方法

2箇所史跡指定地は公有地であり、現在は北区教育委員会が主体となって、地元団体の協力を得ながら維持管理を行っている。引き続き北区教育委員会を管理主体とするが、今後の整備活用に向けて、展示や体験学習等を企画できる専門職員（学芸員）の配置及び技術向上も重要となる。また、現地の案内や体験イベント等の運営をすることのできるボランティアを段階的に育成するなど、担い手の確保と円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る。

史跡の整備活用にあたっては、指定地内の現状変更が発生するため、その規模と内容に関して国や東京都と十分な協議を行い、保存と活用が両立できるように調整を図る必要がある。



第●図 体制概念図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第6章～第9章で示した中里貝塚の保存管理、活用、整備、運営・体制の方法について、令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織し、概ね以下の期間を目安として、段階的に検討・実施していくこととする。

第1節 短期的な取り組み（令和2年度～5年度）

保存・管理

史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するため、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を適切に実施する。史跡の保存管理にあたっては、地元住民や関係団体と連携・協力しながら行うこととする。

今後の保存整備事業に向けて中里貝塚の確認調査等を継続的に実施し、それらの調査成果を整備計画へ反映させる。

活用・整備

展示や講座・講演会、他自治体と連携したシンポジウムの開催、教育現場への出張事業といったソフト面での周知活動を積極的に展開する。

現地での利用環境向上のため、中里貝塚史跡広場内にトイレやベンチ、四阿といった便益施設の整備を図る。また地域住民と調整を図りながら、近隣の文化財と一体となった見学ルートの設定を行なう。そして教育機関と協力して、史跡紹介や最寄り駅・主要施設からの動線を記した看板等の製作・設置を進め、史跡保護への若い世代の気運を醸成しつつ、現地に人を呼び込むための環境整備を進める。加えて体感の素材づくりのため、デジタル機器を駆使したプログラムの開発および本格的運用を図る。

運営・体制

幅広い人材確保や人員交流のため、史跡を学ぶ自主学習グループやボランティアグループの設立を進める。

第2節 中期的な取り組み（令和6年度～10年度）

保存・管理

史跡を確実に保存するため、指定地の適切な維持管理を継続する。また、短期的な取り組みで整備した諸施設については、本計画で定めた方針に基づき適切な維持管理を行なう。一方、史跡

指定地周辺において地下に埋蔵された貝層に影響を与えるような開発行為が計画された場合には、事前協議等により地下遺構の保護を図る。

中里貝塚の全容解明に向けて調査・研究を継続し、それらの調査成果を随時、史跡の保存活用事業へ反映させる。

活用・整備

短期的な整備が終わった指定地で、史跡の価値や魅力を積極的に発信しつつ、まちの賑わいを生み出すような普及啓発活動を積極的に展開する。なおその過程においては、史跡のイメージキャラクターを創作し、幅広く活用することとする。

運営・体制

自主学习グループやボランティアグループの本格的な活動を通して、「体験エリア」「見学エリア」「研究エリア」の相互利用が、将来にわたって円滑に行われるように図る。

第3節 長期的な取り組み（令和11年度～）

保存・管理

史跡を確実に保存するため、指定地の適切な維持管理を継続する。また、社会情勢の変化などにより、史跡を取り巻く環境が本計画と合致しない場合には、計画の一部見直しも含めて対応を検討する。

中里貝塚の全容解明に向けて調査・研究を継続し、それらの調査成果を随時、史跡の保存活用事業へ反映させる。

活用・整備

上中里2丁目広場において、実物資料の野外展示等の実現化を図り、「見学エリア」としての機能強化を目指す。そして地域住民の理解を得ながら、市街地の中にあっても貝塚の規模が体感できる仕掛けづくりを検討し、実現化を探る。

さらに、様々な活用事業を通して、「体験エリア」「見学エリア」「研究エリア」の相互利用を促進させる。

現地での各種活動の拠点づくりのため、ガイダンス施設の検討を進める。

運営・体制

関係諸機関と調整を図りながら、専門職員（学芸員）も含めた史跡の担い手の継続的な確保と、円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を進め、ソフト面・ハード面ともに成長し続ける史跡を目指す。

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用・整備は、将来にわたって継続して取り組む必要があることから、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、本来の目的に則しているか、社会情勢の変化と対応しているかなどを分析・検証し、新たに発生した課題を改善することが求められる。

経過観察は管理主体である北区教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を中長期計画に反映させることで、より効果的な史跡整備を図る。

第2節 経過観察の方法

第5章で示した基本方針、及び第6～9章で個別に検討した保存管理・活用・整備・運営体制の方向性について、それぞれの取組状況と達成度を把握するため、点検表を用いて経過観察を実施する。

点検表のサンプルに関しては、平成27年3月に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』p.68～69掲載の自己点検表を用いることとする。

第3節 点検・検証結果の反映

点検、検証によって得られた結果を、史跡の保存活用に反映する。点検、検証の結果によっては、本計画の見直しを図ることとする。

史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) バンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

卷末資料

1. 指定説明文

(1) 平成12年7月1日発行『月刊文化財 七月号』

中里貝塚

東京都北区上中里二丁目

中里貝塚は、武蔵野台地下、旧東京湾奥部の西側の浜辺に営まれた縄文時代の貝塚である。付近の武蔵野台地上には同じ縄文時代中期の西ヶ原貝塚や御殿前遺跡がある。

中里における貝塚の存在は早くから知られ、大森貝塚の発掘から九年後の明治十九年には白井光太郎によって「中里村介塚」として学会に初めて報告された。その後、明治二十九年には鳥居龍蔵らが、貝塚を見渡したスケッチを残している。このように明治年間から学会に報告され注目された貝塚であったが、その後、鉄道敷設や宅地化でしだいにその存在も忘れられていった。

昭和三十三年に和島誠一による調査が行われ、厚さ二メートル以上に及ぶハマグリとマガキからなる貝層が確かめられた。昭和三十八―五十九年に周辺で行われた調査でも、当時の浜辺からムクノキ製の丸木舟一艘と集石炉二基が出土した。公園建設に伴って北区教育委員会が行った平成八年の発掘調査では、厚さ四メートルの大規模な貝層と貝の処理施設と考えられる二基の浅い皿状の土坑が検出された。この土坑は一・六×一・三メートルと〇・六×〇・五メートルの大きさで、いずれも内壁に粘土を貼り、枠取りをするように枝を縁に巡らしている。土坑内からは大小の焼石やマガキのブロックが出土したことから、土坑中に貝を置いて水を張り、焼石を投入して水を沸騰させ、貝の口を開けた処理施設であったと推測された。こうした施設を用いて集中的に貝を加工した結果、膨大な量の貝が堆積したことも想定された。また、出土土器から貝層の形成は縄文時代中期中葉から後期初頭であること、貝層中には焼き火跡と判断される木炭層や灰層があることも確認された。さらに、平成十一年にも、マンション建設に先立って、北区教育委員会が平成八年の調査地点の西一二〇メートルの地点を発掘調査し、厚さ二メートル以上の貝層下の波食台に敷かれた長さ六・二メートル以上の木道と、それに続く長径三・二メートル、短径一・七メートル、深さ〇・五メートルの土坑を確認した。なお、平成八年、十一年の両調査地点とも保存が図られている。

このように中里貝塚は、集落から離れた浜辺で付近の集落に暮らした人びとが協業して貝加工を行った結果残された、南北一〇〇メートル以上、東西五〇〇メートル以上の範囲に最大で厚さ四・五メートル以上の貝層が広がる、巨大な貝塚である。そして、縄文時代に自給自足的な範囲を越えて内陸の他の集落へ供給することを目的とした貝の加工処理があったことを各種の遺構で具体的に伝える重要な遺跡でもある。よって史跡に指定し保護を図るものである。

(2) 平成24年9月1日発行『月刊文化財 九月号』

中里貝塚

東京都北区

中里貝塚は、旧東京湾奥部の西側、標高三メートルの浜辺に立地する縄文時代中期後半の貝塚である。その存在は明治初期から学会で広く知られ、東西五〇〇メートル、南北一〇〇メートル、最大厚四・五メートルの貝層は、国内最大級の規模を有する。

この分厚い貝層は、ハマグリとマガキの純貝層によって形成されることや、周辺に居住域が未確認であったことから、かつては自然貝層とする見解もあった。しかし、昭和五十八年以降の北区教育委員会による数度にわたる発掘調査により、少量ながら加曽利E式土器が出土すること、浅い土坑から出土する焼け石やマガキから煮沸等による貝の加工が想定されること、貝層中から焼土・木炭・灰がブロック状に包含されること等から、貝の加工を集中的に行った結果として貝層が分厚く堆積したことが明らかになった。また、貝塚に近接した低地からは、ほぼ完全な形の丸木舟が出土し、旧東京湾における海上活動の一端も明らかになった。このように、中里貝塚はその規模もさることながら、居住域に近接し生活残滓の廃棄によって形成された通常の貝塚とは異なり、貝の加工場として生業実態を知ることのできる数少ない貝塚であることから、平成十二年に史跡に指定された。

今回、既指定地の西側隣接地において発掘調査を実施したところ貝層の西端部が確認された。また、貝層の上部に縄文時代晩期の泥炭層が確認されたことで、海退による陸化の状況も具体的に明らかになった。よって、この部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

2. 文化財関連法規

(1) 文化財保護法（抄録）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二条、第三百一十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項に認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二十九條の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二十九條の四 第二十九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二十九條の五 文化庁長官は、第二十九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九條の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二十九條の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九條の二第四項各号のいずれか適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二十九條の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(2) 文化財保護法施行令（抄録）

(昭和50年政令第267号)

最終改正：平成29年6月14日政令第156号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十條（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄録）
(昭和26年文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日 文部科学省令第36号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。